

2026年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都品川区大崎一丁目11番1号
株式会社日本製鋼所
代表取締役社長 松尾 敏夫



当社は、2026年1月19日付で日本製鋼所M&E株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、日本製鋼所M&E株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、下記のとおり所定の事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

日本製鋼所M&E株式会社は、当社の完全子会社のため、会社法第784条の2の規定に基づく本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

日本製鋼所M&E株式会社は、当社の完全子会社のため、会社法第785条第1項の規定に基づく反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

日本製鋼所M&E株式会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

日本製鋼所M&E株式会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2026年2月9日付の官報により債権者に対する公告を行い、その知れたる債権者に対しては個別の催告を行いました。所定の期間内に会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、本合併をやめることの請求をすることはできません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定に基づき、2026 年 2 月 9 日付の電子公告により株主に対して公告を行いました。なお、本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、当社の株主は、株式の買取を請求することはできません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 2 月 9 日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、所定の期間内に会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、日本製鋼所 M&E 株式会社から資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2026 年 4 月 1 日付で本合併による変更登記申請を行いました。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

以 上

2026年2月9日

吸収合併に係る事前開示書面

北海道室蘭市茶津町4番地
日本製鋼所M&E株式会社
代表取締役社長 上田 奏



当社は、2026年4月1日を効力発生日として、株式会社日本製鋼所（以下「日本製鋼所」といいます）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うにあたり、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1「合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

日本製鋼所は、当社の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

1) 多額の資金の借入

日本製鋼所は、2025年1月27日開催の取締役決議に基づき、2025年3月31日に株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとするシンジケートローン契約を締結し、2025年4月7日に25,000百万円の借入を実行いたしました。

2) 固定資産の取得

日本製鋼所は、2025年4月14日開催の取締役会において、新たな研究開発拠点を設置することを目的として固定資産（土地）の取得について決議し、2025年7月31日付で売買契約を締結し、2025年8月29日に取得いたしました。

(2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

①最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

②最終事業年度がないときは、吸収合併消滅株式会社の成立の日における貸借対照表
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第182条第1項第5号)

本合併後における日本製鋼所の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本合併後における日本製鋼所の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、日本製鋼所の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上のことから、本合併後における日本製鋼所の債務について、履行の見込みはあるものと判断いたします。

7. 吸収合併契約等備置開始日後、吸収合併が効力を生ずる日までの間に、会社法施行規則第182条第1号から第5号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第182条第1項第6号）

変更が生じた際に、別紙として追加いたします。

以上



合併契約書

本店住所を東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号とする株式会社日本製鋼所（以下「甲」という。）と本店住所を北海道室蘭市茶津町 4 番地とする日本製鋼所M&E株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関して以下のとおり合併契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

- 第 1 条 甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、合併（以下、「本合併」という。）を行う。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文及び同第 795 条第 1 項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで本合併をする。
3. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文及び同第 783 条第 1 項の規定により、本契約につき乙の株主総会の決議による承認を得ないで本合併をする。

（効力発生日）

第 2 条 本合併の効力発生日（以下、単に「効力発生日」という。）は、2026 年 4 月 1 日とする。ただし、本合併の手の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

（株式等の割当て）

第 3 条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価の交付を一切行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第 4 条 甲は、本合併によりその資本金及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

第 5 条 乙は、2026 年 3 月 31 日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする資産及び負債並びに権利義務の一切を効力発生日において甲に承継する。

（善管注意義務）

第 6 条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、各々の業務の執行及び財産の管理運営を行う義務を負うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行う。

（従業員の引継ぎ）

第 7 条 甲は、効力発生日現在において乙と有効な雇用契約を締結している全員を甲の従業員として引き継ぐ。

2. 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議して定める。

（解散費用）

第 8 条 効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

（合併条件の変更又は解除）

第 9 条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本合併の条件の一部若しくは全部を変更し、又は本契約を解除することができる。

（協議事項）

第 10 条 本契約に定めるものの他、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを定める。

以上、本契約の成立を証するため、本書 1 通を作成し、甲は原本を保管し、乙はその写しを保管する。

2026 年 1 月 19 日

甲： 東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号
株式会社日本製鋼所
代表取締役社長 松尾 敏夫



乙： 北海道室蘭市茶津町 4 番地
日本製鋼所M&E株式会社
代表取締役社長 上田 奏





第99回

定時株主総会 招集ご通知

●開催日時

2025年6月23日(月曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

●会場

東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

目次

第99回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役10名選任の件	8
第3号議案 監査役1名選任の件	18
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	19
事業報告	23
連結計算書類	67
計算書類	69
監査報告書	71

株主総会のお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

郵送・インターネット等による議決権行使期限
2025年6月20日(金曜日)午後5時45分

株式会社 日本製鋼所

証券コード：5631

証券コード 5631
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
株式会社日本製鋼所
代表取締役社長 松尾敏夫

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

(<https://www.jsw.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本
情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通
知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使する
ことができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月20日（金曜
日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月23日（月曜日）午前10時 （受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2 場 所	東京都品川区大崎一丁目11番1号 ゲートシティ大崎ウエストタワー 地下1階 ゲートシティホール 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第99期（自 2024年4月1日） 事業報告、連結計算書類 （至 2025年3月31日） 並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第99期（自 2024年4月1日） 計算書類報告の件 （至 2025年3月31日）</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	<p>(1) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。</p> <p>(2) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。</p> <p>(3) インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。</p> <p>(4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p>

以 上

- (お 願 い)
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。）

- (お知らせ) ◎電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（以下「交付書面」といいます。）には記載していません。したがって、交付書面は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、修正すべき事情が生じた場合には、本書1頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトへの掲載によりお知らせいたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年6月23日（月曜日）午前10時

会場 ゲートシティ大崎ウエストタワー
地下1階 ゲートシティホール

末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

■ 代理人によるご出席について

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人にご指定のうえ、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。



郵送による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2025年6月20日（金曜日）午後5時45分到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2025年6月20日（金曜日）午後5時45分まで

詳細は次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

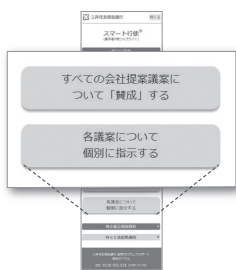
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

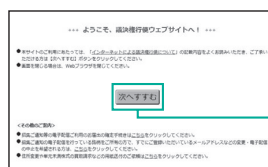
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

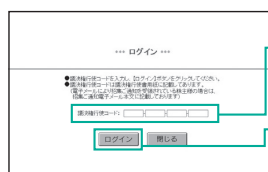


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

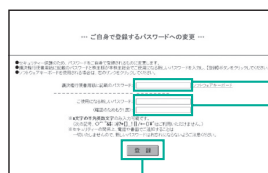
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会資料の電子提供制度に関する当社方針

(1) 株主総会資料の電子提供制度

2022年9月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会資料の電子提供制度（以下「本制度」）が導入されております。

本制度は株主総会資料を自社ホームページ等のウェブサイト上に掲載し、当該ウェブサイトへのアクセス方法を記載した招集ご通知（以下「通知書面」）をお送りすることにより、株主総会資料を提供することが出来る制度です。本制度は、全ての上場企業に対して強制適用となるため、当社では第97回定時株主総会より本制度が適用されております。

本制度では、株主様へお届けする通知書面は株主総会資料をウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトへのアドレス等を記載した簡易なお知らせのみの送付で足りることとなり、従前どおりの書面による株主総会資料の提供を希望される株主様は、株主総会の議決権基準日までに、当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）又はお取引の証券会社へお申し出いただき「書面交付請求」のお手続きを行っていただく必要があります。

(2) 当社の対応方針

当社は、本制度の導入趣旨を踏まえ、本総会における議決権基準日（2025年3月31日）までに書面交付請求をいただいた株主様を除き、議決権を有する株主様に通知書面と議案について記載した後記株主総会参考書類を、議決権行使書用紙とともに送りしております。

書面交付請求をされていない株主様で、次回以降の株主総会において、書面による株主総会資料のご提供を希望される株主様は、次回の議決権基準日（次回の定時株主総会の議決権基準日は2026年3月31日）までにお早めに当社株主名簿管理人又はお取引の証券会社で「書面交付請求」のお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

電子提供制度（書面交付請求を含む）
に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
専用コールセンター ☎0120-533-600
受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としております。また、企業価値及び株主価値の向上のため、現有事業の安定的な収益力の確保と新事業・新製品伸長に向けた設備投資、研究開発投資を進めるほか、財務体質の改善にも努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当について、期間業績に応じるほか、株主に対する責務との認識も踏まえ、期末配当に加えて中間配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針を勘案し、1株につき48円といたしたいと存じます。

これにより、中間期末の配当38円と合わせた年間配当は、86円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金48円 総額3,532,996,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月24日

【ご参考】中期経営計画「JGP2028」期間中の配当について

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としたうえで、期間業績に応じて配当を実施してまいりましたが、株主の皆様への利益還元強化の姿勢をより明確にするため、2024年度を初年度とする5カ年の中期経営計画「JGP2028」期間中は、「連結配当性向35%以上を目標としたうえで、DOE（連結株主資本配当率）2.5%を下限に配当を実施する」こととしております。

※2023年度までの配当方針は、「連結配当性向30%以上を目標としたうえで、DOE（連結株主資本配当率）2%を下限に配当を実施する」としておりました。

●年間配当・配当性向・DOE

	第98期 (2023年度)	第99期 (2024年度)
年間配当	59円	86円
配当性向	30.4%	35.2%
DOE	2.7%	3.7%

第2号議案 取締役10名選任の件

現任の取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。また、各取締役候補者に関する事項は、9頁から17頁に記載のとおりであります。

候補者番号	性別	氏名	再任/新任	備考
1	男性	まつ お とし お 松 尾 敏 夫	再任	
2	男性	きく ち ひろ き 菊 地 宏 樹	再任	
3	男性	いの う え しげ き 井 上 茂 樹	再任	
4	男性	うま もと せい じ 馬 本 誠 司	新任	
5	男性	なか にし ひで お 中 西 英 雄	再任	
6	男性	なか にし よし ゆき 中 西 義 之	再任	社外取締役候補者 独立役員
7	男性	みつ い ひさ お 三 井 久 夫	再任	社外取締役候補者 独立役員
8	女性	かわ むら じゅん こ 河 村 潤 子	再任	社外取締役候補者 独立役員
9	男性	くり き やす ゆき 栗 木 康 幸	再任	社外取締役候補者 独立役員
10	女性	みず もと のぶ こ 水 本 伸 子	再任	社外取締役候補者 独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、「事業報告 4.(1)取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）」の（注）6.に記載のとおりです。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 9頁から17頁の各取締役候補者に関する事項に記載している取締役会への出席状況のうち、中西英雄氏及び水本伸子氏の取締役会への出席状況における取締役会開催回数は、取締役に就任した時点からの回数であります。

候補者
番号

1

まつ お とし お
松 尾 敏 夫

再任

男性

■ 生年月日：1962年3月6日生

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年4月 当社入社

2013年4月 当社広島製作所副所長

2015年4月 当社広島製作所長

2016年4月 当社執行役員

2017年4月 当社常務執行役員、成形機事業部長、
広島製作所管掌

2017年6月 当社取締役常務執行役員

■ 所有する当社の株式の数：25,987株

■ 重要な兼職の状況：—

2020年4月 当社代表取締役副社長、安全保障輸出
管理管掌、樹脂機械事業部・成形機事
業部・産業機械事業部管掌、名機製作
所担当2021年4月 当社特機本部管掌、事業開発室管掌、
広島製作所・横浜製作所担当

2022年4月 当社代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

松尾敏夫氏は、国内外有数のグローバル企業を顧客とする産業機械事業の拡大を生産面から支え、事業の伸長を加速させました。また、当社全般の技術的知見に精通し事業運営力・ビジネス経験を豊富に有しています。当社の企業価値を持続的に向上させるために引き続き適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号

2

きく ち ひろ き
菊 地 宏 樹

再任

男性

■ 生年月日：1961年5月12日生

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1985年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井
住友銀行）入行2012年4月 株式会社三井住友銀行日本橋東法人営
業部長

2015年4月 当社入社

2015年7月 当社総務部長

2016年4月 当社秘書室長

2018年4月 当社執行役員

2018年7月 当社経営企画室長（現任）

2020年4月 当社CFO（現任）、経理部担当（現
任）、事業開発室長

■ 所有する当社の株式の数：14,097株

■ 重要な兼職の状況：—

2020年6月 当社取締役執行役員

2021年4月 当社取締役常務執行役員

2022年4月 当社樹脂機械事業部・成形機事業部・
産業機械事業部・特機本部管掌、事業
開発室管掌

2023年4月 当社事業開発室長

2024年4月 当社代表取締役副社長（現任）、安
全保障輸出管理管掌（現任）2025年4月 当社素形材・エンジニアリング事業担
当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

菊地宏樹氏は、金融機関勤務で培った高い見識を基に当社コーポレート部門を統括しガバナンス体制とリスク管理を強化してきました。業容の拡大に向けて全社の経営戦略の策定と推進にあたるほかグループ全体の経営を強化するために引き続き適任であると判断し、取締役候補者としています。

候補者
番号

3

いの うえ しげ き
井 上 茂 樹

再任

男性

■ 生年月日：1964年1月7日生

■ 取締役会への出席状況：100%（14/14回）

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社
 2015年4月 当社広島製作所副所長
 2017年4月 当社広島製作所長
 2018年4月 当社執行役員
 2021年4月 当社常務執行役員、産業機械事業部長、事業開発室長

■ 所有する当社の株式の数：13,489株

■ 重要な兼職の状況：—

2022年4月 当社CTO（現任）、全社品質担当（現任）、知的財産部担当（現任）、横浜製作所担当
 2022年6月 当社取締役常務執行役員
 2022年9月 当社品質統括室長（現任）
 2023年4月 当社新事業推進本部担当（現任）、イノベーションマネジメント本部長（現任）
 2024年4月 当社取締役専務執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

井上茂樹氏は、業績の伸長する産業機械事業において、主力工場である広島製作所の所長として管理運営の全般を指揮し、事業の拡大を支えました。また、当社製品の研究開発や海外駐在の経験を有しております。加えて、CTOとして当社製品の研究開発体制の刷新と推進を、品質統括室長として当社グループ全体の品質管理を統括し、全社の品質管理体制の強化に携わっております。当社の研究開発体制と品質管理体制の強化の担い手として引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

うま もと せい じ
馬 本 誠 司

新任

男性

■ 生年月日：1963年11月7日生

■ 取締役会への出席状況：—

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社
 2016年4月 当社機械事業部副事業部長
 2019年4月 株式会社ジーエムエンジニアリング代表取締役社長
 2020年4月 当社執行役員、樹脂機械事業部長
 2022年4月 当社常務執行役員

■ 所有する当社の株式の数：8,758株

■ 重要な兼職の状況：—

2024年4月 当社専務執行役員（現任）、産業機械事業統括（樹脂機械事業部、成形機事業部、産業機械事業部）（現任）
 2025年4月 当社CISO（現任）、情報システム室・DX推進室担当（現任）、事業開発室長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

馬本誠司氏は、産業機械事業分野で国内外の営業活動に従事したほか、樹脂機械事業、成形機事業及び産業機械事業を横断的に統括した経験を有しております。また、株式会社ジーエムエンジニアリングの代表取締役社長として同社の経営全般に携わった経験も有しております。これらの経験を基に、当社事業の拡大に向け、経営戦略の実現、グローバル展開に向けた体制強化の担い手として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

5

なか にし ひで お
中西英雄

再任

男性

生年月日：1966年4月23日生

所有する当社の株式の数：3,181株

取締役会への出席状況：100%（11/11回）

重要な兼職の状況：—

略歴並びに当社における地位及び担当

1990年4月	当社入社	2024年4月	当社執行役員、ESG推進担当、環境管理担当
2015年6月	当社室蘭製作所総務部長	2024年6月	当社取締役執行役員（現任）
2020年4月	当社人事教育部長	2025年4月	当社安全保障輸出管理担当（現任）
2022年4月	当社総務部長（現任）		

取締役候補者とした理由

中西英雄氏は、総務・監査・人事といったコーポレート部門に長年従事し、当社グループ全体のガバナンス、内部統制・リスク管理、人的資本経営、情報開示及びステークホルダーエンゲージメントを推進・強化してきました。また、素形材・エンジニアリング事業で主力工場の管理運営に携わった経験を有しております。これらの経験を基に、当社事業の拡大に向け、更なるガバナンスの強化を実現するための担い手として、引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

6

なか にし よし ゆき
中西義之

再任

男性

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1954年11月3日生

所有する当社の株式の数：0株

取締役会への出席状況：92.9%（13/14回）

重要な兼職の状況：株式会社IHI社外取締役、株式会社島津製作所社外取締役

略歴並びに当社における地位及び担当

1978年4月	大日本インキ化学工業株式会社（現DIC株式会社）入社	2020年6月	当社社外取締役（現任） 株式会社IHI社外取締役（現任）
2010年4月	DIC株式会社執行役員	2021年1月	DIC株式会社取締役（2021年3月退任）
2011年6月	同社取締役執行役員	2021年3月	同社相談役（2023年3月退任）
2012年4月	同社代表取締役社長執行役員（2017年12月退任）	2021年6月	株式会社島津製作所社外取締役（現任）
2018年1月	同社取締役会長（2021年1月退任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中西義之氏は、生活に身近な分野で、素材と製品を提供する国際的な製造業において代表取締役など重要ポストを歴任し、経営拡大戦略を指揮し企業価値を高められました。この経験を基に、独立した客観的立場から当社経営全般を監督し重要事項の決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

■ 独立性に関する事項

中西義之氏は、当社の取引先であるDIC株式会社の代表取締役社長執行役員を2017年12月まで、同社取締役会会長を2021年1月まで、同社相談役を2023年3月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、中西義之氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 中西義之氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 中西義之氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
3. 当社は中西義之氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 中西義之氏が2021年6月から社外取締役を務める株式会社島津製作所は、2022年9月、同社の子会社である島津メディカルシステムズ株式会社において、取引先である医療機関に設置したX線装置の保守点検業務に関連して、不適切な行為が行われていたことを公表しました。同社は、外部調査委員会を設置して調査を実施し、同委員会による調査結果及び再発防止に向けた提言をふまえて、再発防止策に取り組んでいます。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より取締役会において法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行っており、当該事実の判明後は、法令順守体制及び内部管理体制の一層の強化・充実を求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。
5. 中西義之氏が2020年6月から社外取締役を務める株式会社IHIは、2024年4月、同社の子会社である株式会社IHI原動機において、船舶用エンジン及び陸上用エンジンの試運転記録に不適切な修正が行われていたことを公表しました。同社は特別調査委員会を設置して調査を実施し、同委員会による調査結果及び再発防止に向けた提言をふまえて、再発防止策に取り組んでいます。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より取締役会において法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行っており、当該事実の判明後は、法令順守体制及び内部管理体制の一層の強化・充実を求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。
6. 中西義之氏が2020年6月から社外取締役を務める株式会社IHIは、2023年9月、同社の子会社であるIHI運搬機械株式会社の機械式駐車装置事業について、独占禁止法違反の疑いがあるとして、IHI運搬機械株式会社が公正取引委員会による立ち入り検査を受けたことを公表しました。その後、2025年3月、IHI運搬機械株式会社は公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったと認定を受けましたが、公正取引委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告し、これが認められたことから、排除措置命令及び課徴金納付命令のいずれも受けていません。株式会社IHIは外部弁護士による調査報告をふまえて、再発防止に取り組んでいます。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より取締役会において法令順守や内部統制の重要性について提言を適宜行っており、当該事実の判明後は、法令順守体制及び内部管理体制の一層の強化・充実を求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。

候補者
番号

7

みつ い ひさ お
三 井 久 夫

再任

男性

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1953年2月20日生

所有する当社の株式の数：463株

取締役会への出席状況：100%（14/14回）

重要な兼職の状況：株式会社リブドゥコーポレーション社外監査役

略歴並びに当社における地位及び担当

1978年4月	花王石鹼株式会社（現 花王株式会社）入社	2015年4月	独立行政法人製品評価技術基盤機構監事（2019年6月退任）
2006年6月	花王株式会社執行役員	2020年6月	当社社外取締役（現任）
2010年6月	同社取締役執行役員		株式会社リブドゥコーポレーション社外監査役（現任）
2012年6月	同社取締役常務執行役員（2014年3月退任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三井久夫氏は、生活者に向けたコンシューマープロダクツ事業を展開する国際的な製造業において、工場長、生産技術部門や取締役など重要ポストを歴任し企業経営に携わられたほか、同社退社後、行政機構の中で貢献されました。この経験を基に、独立した客観的立場から当社経営全般を監督し重要事項の決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

三井久夫氏は、当社の取引先である花王株式会社の取締役常務執行役員を2014年3月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、三井久夫氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 三井久夫氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 三井久夫氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
3. 当社は三井久夫氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

8

かわ むら じゅん こ
河 村 潤 子

再任

女性

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1956年9月27日生

取締役会への出席状況：100%（14/14回）

所有する当社の株式の数：0株

重要な兼職の状況：—

略歴並びに当社における地位及び担当

1979年 4月 文部省（現 文部科学省）入省

1988年 8月 衆議院法制局参事

2006年 4月 独立行政法人国立高等専門学校機構
理事

2008年 7月 文部科学省高等教育局私学部長

2011年 9月 同省大臣官房文教施設企画部長

2012年 1月 文化庁次長

2014年 7月 文部科学省生涯学習政策局長

2016年 1月 国立教育政策研究所所長

2016年 6月 内閣官房内閣審議官
（2017年9月退官）2018年 4月 独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長（2023年3月退任）

2023年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

河村潤子氏は、文部科学省をはじめとした教育・文化分野において多くの要職を経験しております。さらには、衆議院法制局等で議員立法や政策に係る法令業務に携わった経験も有しております。これらの経験から、当社の事業拡大の達成に向けて経営基盤を盤石なものとするために、当社グループ全体の従業員の教育・育成及び女性社員のキャリア開発・育成、並びにコンプライアンスに対して、社外取締役として異なる観点から適切な監督、助言等をいただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、独立行政法人において理事、理事長として管理運営に携わった経験を有しております。これらの経験から、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

河村潤子氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 河村潤子氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 河村潤子氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は河村潤子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

9

く
栗
き
木
やす
康
ゆき
幸

再任

男性

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1954年5月10日生

取締役会への出席状況：100%（14/14回）

略歴並びに当社における地位及び担当

1979年4月	東京エレクトロン株式会社入社	2015年1月	同社取締役（2015年6月退任）
1999年4月	同社執行役員（2005年3月退任）	2015年7月	Tokyo Electron Korea Ltd. 代表理事会長（2018年6月退任）
2005年4月	Tokyo Electron Korea Ltd. 代表理事社長（2010年5月退任）	2018年7月	同社理事会長（2019年6月退任）
2010年6月	東京エレクトロンデバイス株式会社 代表取締役社長（2014年12月退任）	2019年7月	同社シニアアドバイザー （2020年3月退任）
		2023年6月	当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式の数：0株

重要な兼職の状況：—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

栗木康幸氏は、世界有数の半導体製造装置メーカーにおいてフラットパネルディスプレイ製造装置事業を立ち上げ、その事業規模の拡大に携わった経験を有しております。また、技術者として高い見識を持っていることに加えて営業の第一線で事業を牽引された経験があります。こうした経験と知識を基に、当社の新たな中核事業の創出へ向けた取り組みの強化と、独立した客観的立場から当社経営全般の監督と重要事項の決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

栗木康幸氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 栗木康幸氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 栗木康幸氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は栗木康幸氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

10

みず もと のぶ こ
水 本 伸 子

再任

女性

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：1957年3月31日生

所有する当社の株式の数：0株

取締役会への出席状況：100%（11/11回）

重要な兼職の状況：株式会社トクヤマ社外取締役（監査等委員）、株式会社オカムラ社外取締役

略歴並びに当社における地位及び担当

1982年4月	石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）入社	2018年6月	同社取締役常務執行役員
		2020年4月	同社取締役（2020年6月退任）
2008年10月	株式会社IHI人事部採用グループ部長	2020年7月	同社顧問エグゼクティブ・フェロー
2012年4月	同社CSR推進部長	2021年4月	同社顧問（2023年6月退任）
2014年4月	同社執行役員、グループ業務統括室長	2021年6月	株式会社トクヤマ社外取締役（監査等委員）（現任）、株式会社大気社社外取締役（2023年6月退任）
2016年4月	同社調達企画本部長		
2017年4月	同社常務執行役員		
2018年4月	同社高度情報マネジメント統括本部長	2023年6月	株式会社オカムラ社外取締役（現任）
		2024年6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

水本伸子氏は、資源・エネルギー・環境、社会基盤、産業システム・汎用機械、航空・宇宙・防衛の4つの事業領域を持つ総合重工業メーカーにおいて、デジタルトランスフォーメーション、グループ業務改革、CSR経営を牽引され、これらの専門性と経営者としての豊富な経験を有しております。この経験を基に、独立した客観的立場から当社経営全般を監督し重要事項の決定に参画いただくことにより、透明性の確保、妥当性の確保に寄与し、取締役会の機能が強化できることから、社外取締役候補者としております。

同氏が選任された場合は、引き続き指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的な立場から関与いただくことを予定しております。また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に引き続き参加していただくことを予定しております。

独立性に関する事項

水本伸子氏は、当社の取引先である株式会社IHIの取締役常務執行役員を2020年3月まで、同社取締役を2020年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

したがって、水本伸子氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 水本伸子氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 水本伸子氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は水本伸子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 水本伸子氏が2020年6月まで取締役として在任しておりました株式会社IHIは、2024年4月、同社の子会社である株式会社IHI原動機において、船舶用エンジン及び陸上用エンジンの試運転記録に不適切な修正が行われていたことを公表しました。同社は特別調査委員会を設置して調査を実施し、同委員

会による調査結果及び再発防止に向けた提言をふまえて、再発防止策に取り組んでいます。同氏は同社取締役在任中、豊富な経験と高い見識に基づき、平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。

5. 水本伸子氏が2020年6月まで取締役として在任しておりました株式会社IHIは、2023年9月、同社の子会社であるIHI運搬機械株式会社の機械式駐車装置事業について、独占禁止法違反の疑いがあるとして、IHI運搬機械株式会社が公正取引委員会による立ち入り検査を受けたことを公表しました。その後、2025年3月、IHI運搬機械株式会社は公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったと認定を受けましたが、公正取引委員会に対し、課徴金減免制度の適用申請を通じて自主的に違反行為を申告し、これが認められたことから、排除措置命令及び課徴金納付命令のいずれも受けていません。株式会社IHIは外部弁護士による調査報告をふまえて、再発防止に取り組んでいます。同氏は同社取締役在任中、豊富な経験と高い見識に基づき、平素より法令順守や内部統制の重要性について提言を行うなど、コンプライアンス経営の視点に立ちその職責を適切に遂行しておりました。
6. 水本伸子氏の戸籍上の氏名は齊田伸子であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 清水博之氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

しば たもと ゆき
柴 田 基 行

新任

男性

■ 生年月日：1962年3月2日生

■ 所有する当社の株式の数：6,137株

■ 重要な兼職の状況：一

■ 略歴並びに当社における地位

1986年4月	当社入社	2023年4月	当社安全衛生管理担当
2015年6月	当社広島製作所副所長	2023年6月	当社取締役執行役員
2018年4月	当社経理部長	2024年4月	当社取締役常務執行役員、CISO、 CSR・リスク管理担当
2020年4月	日本製鋼所M&E株式会社取締役 同社事業推進室長	2024年7月	当社人事教育部担当
2022年4月	当社執行役員、安全保障輸出管理担当、 人事教育部長	2025年4月	当社取締役（現任）

■ 監査役候補者とした理由

柴田基行氏は、当社経理部長としての経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているほか、当社の産業機械事業の主力工場である広島製作所及び当社子会社である日本製鋼所M&E株式会社における管理運営や事業計画の立案・推進に関する豊富な経験が有ります。また、取締役としても企業経営全般にわたる豊富な経験と実績を有していることから、客観的かつ適正な監査を行う能力を有した者と判断し、監査役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。柴田基行氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、「事業報告 4.(1)取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）」の（注）6.に記載のとおりです。柴田基行氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふじ 藤	まつ 松	あや 文	女性	社外監査役候補者	独立役員
---------	---------	---------	----	----------	------

■ 生年月日：1974年9月2日生

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 重要な兼職の状況：阿部・井窪・片山法律事務所パートナー、株式会社トップス社外監査役

■ 略歴並びに当社における地位

2001年10月	弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所	2019年9月	株式会社トップス社外監査役（現任）
2008年1月	同所パートナー（現任）	2021年3月	サイバネットシステム株式会社社外監査役（2024年3月退任）

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

藤松文氏は、弁護士としての専門的知見と豊富な経験があるほか、製造業及び情報・通信分野における社外監査役としての経験も有しており、これらの経験に基づき、中立的かつ客観的立場から監査意見を述べていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

同氏が就任された場合は、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加していただくことを予定しております。

■ 独立性に関する事項

藤松文氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（20頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤松文氏は補欠の社外監査役候補者であります。当社は、同氏が監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。藤松文氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、「事業報告 4.(1)取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）」の（注）6.に記載のとおりです。藤松文氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

- ①当社を主要な取引先とする者^{※1}またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先^{※2}またはその業務執行者
- ③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
- ④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑥過去3年間において上記①～⑤に該当していた者
- ⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者^{※3}に限る）の配偶者または二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

-
- ※1 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
- ※2 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- ※3 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

(ご参考)

当社は、2022年11月の取締役会において、「Purpose (パーパス)」を実現するために優先的に取り組むべきテーマとして、6つのマテリアリティ (重要課題) を特定しました。

この特定したマテリアリティの重要性を認識したうえで、課題解決に向けた実効性のある経営への取り組みに必要なスキルを抽出しています。

本株主総会において各取締役候補者及び監査役候補者が選任された場合のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

		氏名		経営基盤領域						価値創造領域			
				企業経営・ガバナンス	財務・会計	法務・内部統制・リスク管理	人事・労政・人的資本	情報システム・DX	営業・マーケティング	海外事業・グローバル	製造・技術・研究開発・品質	環境・エネルギー	
				<ul style="list-style-type: none"> ・未来への投資とイノベーションマネジメント ・JSW グループにおけるガバナンス強化 ・人的資本の強化とDEI&B 						<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環社会の実現 ・低炭素社会への貢献 ・超スマート社会への貢献 			
取締役	社内	松尾 敏夫	男性	○					○	○	○	○	
		菊地 宏樹	男性	○	○	○							
		井上 茂樹	男性						○	○	○	○	
		馬本 誠司	男性					○	○	○			
		中西 英雄	男性	○		○	○						○
	社外	中西 義之	男性	○		○	○		○	○			
		三井 久夫	男性	○						○	○	○	
		河村 潤子	女性			○	○						
		栗木 康幸	男性	○				○	○	○	○		
		水本 伸子	女性	○			○	○		○	○		
監査役	社内	三戸 慎吾	男性				○		○		○		
		柴田 基行	男性		○	○	○					○	
	社外	山口 更織	女性		○	○							
		海野 晋哉	男性	○	○	○	○		○	○			

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、産業機械事業では、EV関連投資停滞の影響などにより樹脂製造・加工機械の受注は厳しい状況となりましたが、成形機の市況に持ち直しの動きがみられたほか、国の防衛力強化方針のもとで防衛関連機器の需要が高まるなど、底堅く推移しました。素形材・エンジニアリング事業では、電力需要の伸長を背景とするエネルギー関連投資の高まりから素形材製品の安定した需要が続きました。全体として、期末受注残高は過去最高の水準となりました。

このような状況のもと、当社グループでは10年後の2034年3月期における目指す姿を、「Purpose (パーパス)」のもと、サステナビリティ目標「社会課題を解決する産業機械と新素材の開発・実装を通じて持続可能で豊かな世界の実現に貢献する」及び財務目標「売上高5,000億円規模の企業グループへの成長」を同時に実現することとし、その中間地点である2029年3月期における目標を設定し、マテリアリティ解決と持続的企業価値向上を目指すための具体的なあり方として、中期経営計画「JGP2028」を策定し、これに基づき事業活動を推進してまいりました。

当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、前年同期に比し、受注高は、産業機械事業及び素形材・エンジニアリング事業が共に減少したことから、3,102億95百万円（前年同期比7.4%減）となりました。売上高は、素形材・エンジニアリング事業は増加したものの産業機械事業が減少したことから、2,485億56百万円（前年同期比1.6%減）となりました。損益面では、素形材・エンジニアリング事業における売上高及び操業の増加もあり、営業利益は228億24百万円（前年同期比26.7%増）、経常利益は234億95百万円（前年同期比17.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は179億61百万円（前年同期比25.8%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(産業機械事業)

受注高は2,585億42百万円（前年同期比6.8%減）、売上高は1,990億45百万円（前年同期比4.5%減）、営業利益は本社費など費用配分見直しもあり175億76百万円（前年同期比13.9%減）となりました。

(素形材・エンジニアリング事業)

受注高は493億80百万円（前年同期比10.7%減）、売上高及び営業利益は原子力関連製品の増加等もあり、それぞれ471億18百万円（前年同期比12.4%増）及び86億99百万円（前年同期比169.6%増）となりました。

(その他事業)

受注高は23億72百万円、売上高は23億91百万円、営業利益は1億12百万円となりました。

(事業別受注高)

セグメント	第98期（前連結会計年度）		第99期（当連結会計年度）		増減 (百万円)
	金額（百万円）	比率(%)	金額（百万円）	比率(%)	
樹脂製造・加工機械	102,188	30	51,458	17	▲ 50,730
成形機	64,962	19	65,748	21	786
防衛関連機器	70,572	21	115,849	37	45,277
その他の産業機械	39,694	12	25,486	8	▲ 14,207
産業機械事業	277,418	83	258,542	83	▲ 18,875
素形材製品	47,766	14	42,701	14	▲ 5,065
エンジニアリング他	7,539	2	6,678	2	▲ 860
素形材・エンジニアリング事業	55,305	16	49,380	16	▲ 5,925
その他事業	2,190	1	2,372	1	182
合 計	334,914	100	310,295	100	▲24,619

(事業別売上高)

セグメント	第98期 (前連結会計年度)		第99期 (当連結会計年度)		増減 (百万円)
	金額 (百万円)	比率(%)	金額 (百万円)	比率(%)	
樹脂製造・加工機械	102,747	41	72,299	29	▲30,448
成形機	58,727	23	66,950	27	8,222
防衛関連機器	24,159	9	32,225	13	8,066
その他の産業機械	22,732	9	27,570	11	4,837
産業機械事業	208,368	82	199,045	80	▲ 9,322
素形材製品	33,017	13	38,412	15	5,394
エンジニアリング他	8,894	4	8,706	4	▲ 187
素形材・エンジニアリング事業	41,911	17	47,118	19	5,207
その他事業	2,221	1	2,391	1	170
合 計	252,501	100	248,556	100	▲3,945

(事業別営業利益)

セグメント	第98期 (前連結会計年度)	第99期 (当連結会計年度)	増減 (百万円)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
産業機械事業	20,412	17,576	▲ 2,835
素形材・エンジニアリング事業	3,226	8,699	5,473
その他事業	63	112	49
調整額	▲ 5,687	▲ 3,564	2,123
合 計	18,014	22,824	4,810

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、181億50百万円であります。その主なものは、当社広島製作所の機械加工設備等の維持更新投資及び日本製鋼所M&E株式会社室蘭製作所の機械加工設備等の維持更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資及び社債発行による資金調達はありません。

なお、2025年1月17日の取締役会決議に基づき、2025年3月31日にシンジケートローン契約を締結し、2025年4月7日に250億円の借入を実行いたしました。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

当連結会計年度においては、事業の譲渡、合併等企業再編行為等はありません。

なお、当社は、2026年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社連結子会社である日本製鋼所M&E株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う方針を公表しており、2026年1月に取締役会で正式に決議する予定です。

(5) 対処すべき課題

① 組織風土改革

当社グループにおける組織風土改革活動は、品質不適切行為を端緒として2023年より取り組みを開始し、品質コンプライアンスはもとより、当社グループのイノベーションと持続的な成長に関わる重要な課題であるとの認識のもと、取締役会において「高い倫理観とチャレンジ精神」と、あらゆる業務・場面における「心理的安全性」の醸成・両立を企図した取り組みを行っていくことを確認しております。

具体的には、社員一人ひとりが自由に意見を出し合い、部門を越えた活発なコミュニケーションにより問題や情報を速やかに共有できること、そして、チャレンジを推奨し、それに伴う失敗を成長の糧と捉えて支援する組織風土の醸成が重要であると認識しております。

この組織風土改革活動と、「Purpose（パーパス）」、「Vision（ビジョン）」の浸透活動を通じ、社員一人ひとりの行動変革を促すことで、中期経営計画「JGP2028」策定の前提である『2033年度に目指す姿』を、マテリアリティを解決しながら実現してまいります。

② 経営戦略

当社グループを取り巻く経営環境については、足元で、米国通商政策の見極めに伴う設備投資手控えなどの影響を注視してまいります。中期的には、産業機械事業では、防衛関連機器事業が高水準に推移するほか、低炭素社会の実現や省エネルギー化、プラスチック資源循環社会の実現に向けて、各種プラスチック加工機械の底堅い需要を見込んでおります。素形材・エンジニアリング事業では、世界的に伸長する電力需要に対して安定供給と低炭素を実現する発電機器向け素形材製品の安定的な需要が見込まれます。

2026年3月期の連結業績見通しにつきましては、受注高3,000億円、売上高2,900億円、営業利益245億円、経常利益245億円、親会社株主に帰属する当期純利益185億円を予想しております。

<経営方針>

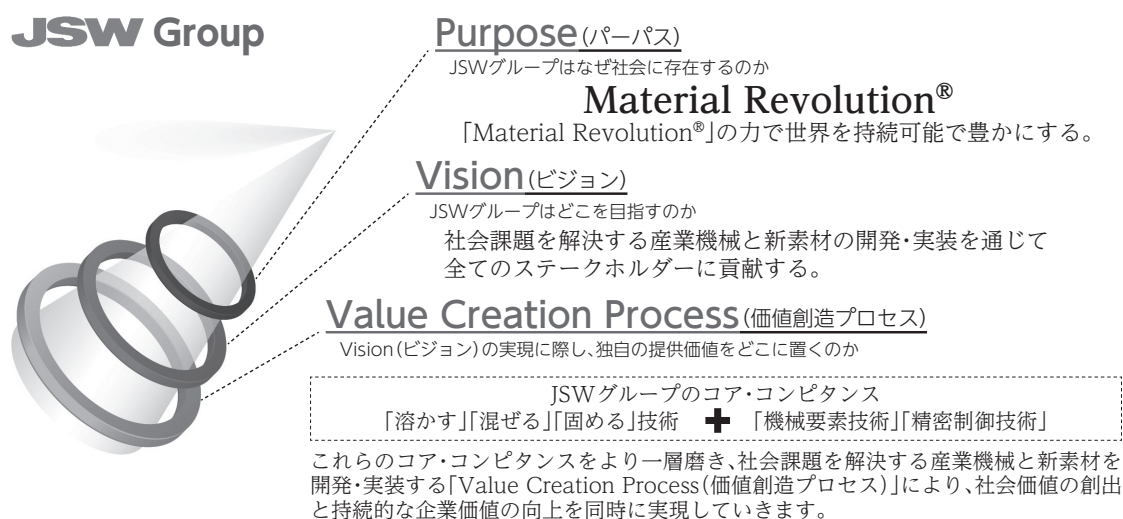
当社は、将来予測が困難な事業環境において、当社グループが一丸となって変化に対応していくための判断と行動の軸となる「Purpose（パーパス）」を“「Material Revolution[®]」の力で世界を持続可能で豊かにする。”と制定しました。また、「Purpose（パーパス）」を起点として、当社グループが将来目指す姿である「Vision（ビジョン）」及び当社グループ独自の提供価値を生み出す「Value Creation Process（価値創造プロセス）」を再定義し、これら3つを合わせて企業グループ理念体系「Our Philosophy」として制定しました。同時に、「Purpose（パーパス）」を実現するために優先的に取り組むべきテーマとして6つのマテリアリティ（重要課題）を特定しております。

当社グループは、全ての役職員が「Purpose（パーパス）」を共有し、マテリアリティ（重要課題）の重要性を認識した上で、実効性のある経営、事業活動に取り組み、様々な社会課題を解決する産業機械と新素材の開発・実装を通じ、将来にわたって全てのステークホルダーに貢献し、社会価値の創出と持続的な企業価値の向上を同時に実現してまいります。

「Purpose（パーパス）」を起点とした日本製鋼所グループの企業理念体系及びマテリアリティ（重要課題）の概要は以下のとおりです。

<Purposeを起点とした日本製鋼所グループの企業理念体系「Our Philosophy」>

○Philosophy Structure



<マテリアリティ（重要課題）>

○価値創造領域：当社グループの事業を通じた価値創造と社会課題の解決

- ・プラスチック資源循環社会の実現
- ・低炭素社会への貢献
- ・超スマート社会への貢献

○経営基盤領域：当社グループの持続的成長に向けた経営基盤の強化

- ・人的資本の強化とDEI & B
- ・未来への投資とイノベーションマネジメント
- ・JSWグループにおけるガバナンス強化

なお、当社ホームページに「Purpose（パーパス）」及び「マテリアリティ（重要課題）」の詳細を掲載しておりますのでご参照ください。

Purpose（パーパス）

(<https://www.jsw.co.jp/ja/guide/vision.html>)

マテリアリティ（重要課題）

(<https://www.jsw.co.jp/ja/sustainability/materiality.html>)

また、当社グループは、持続可能な社会の実現を目指す企業として、次の10原則に基づき、国の内外において、全ての法律、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、高い倫理観をもって社会的責任を果たしてまいります。

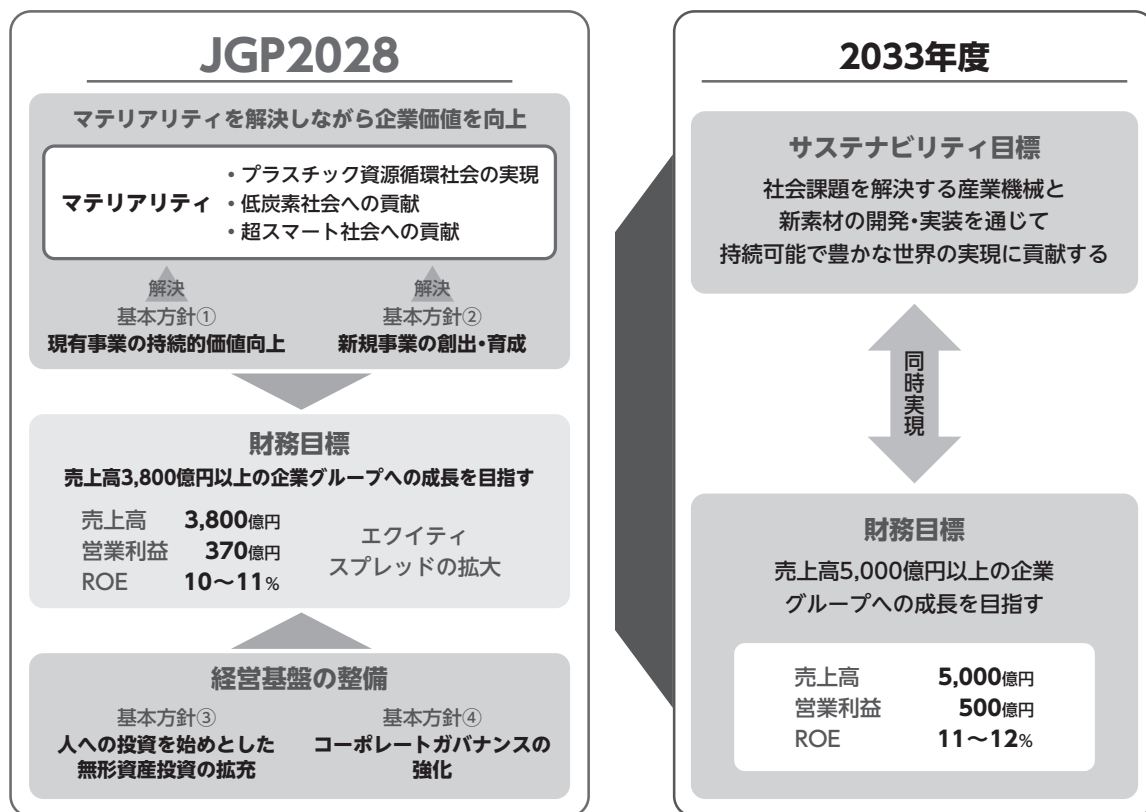
<日本製鋼所グループ 企業行動基準>

1. 持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図るために、イノベーションを通じて、社会に有用で安全性に配慮した製品・技術・サービスを開発・提供する。
2. 公正かつ自由な競争に基づく適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政とは健全な関係を維持する。
3. 企業価値向上のため、適切な企業情報を積極的かつ公正に開示し、幅広いステークホルダーとの建設的な対話を行う。
4. 全ての人々の人権を尊重する。
5. 市場や顧客のニーズを製品・技術・サービスに反映した上で、顧客からの問い合わせ等に速やかに対応することにより、社会と顧客の満足と信頼を獲得する。
6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現し、良好な職場環境を確保する。
7. 環境問題への取り組みは企業としての重要な責務であることを認識し、主体的に活動する。
8. 企業市民として、社会に参画し、その発展に貢献する。
9. 市民社会や企業活動に脅威を与える反社会的勢力やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に対して、組織的な危機管理を徹底する。
10. 経営トップは、この行動基準の精神の実現が自らの役割であることを認識し、実効あるガバナンスを構築した上で、当社および関連会社に周知徹底を図り、あわせてサプライチェーンにも本行動基準の精神に基づく行動を促す。
また、本行動基準の精神に反し、社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。

<中期経営計画「JGP2028」の進捗について>

1) 「JGP2028」の位置づけ

当社グループでは、長期的な視点で成長戦略を立案することを目的に、中期経営計画の期間を5カ年としております。特に「JGP2028」では、10年後の2034年3月期における当社グループの目指す姿を、「Purpose（パーパス）」のもと、サステナビリティ目標「社会課題を解決する産業機械と新素材の開発・実装を通じて持続可能で豊かな世界の実現に貢献する」及び財務目標「売上高5,000億円規模の企業グループへの成長」を同時に実現することとし、その中間地点である2029年3月期における目標を設定し、マテリアリティ解決と持続的企業価値向上を目指すための具体的なあり方を明確にしました。



2) 財務目標 (連結)

	実績 ※1	目標		
	2024年3月期	2027年3月期	2029年3月期	実績比
売上高	2,525億円	3,200億円	3,800億円	+50%
営業利益	180億円	260億円	370億円	+106%
営業利益率	7.1%	8.1%	9.7%	+2.6PP
ROE	8.5%	9.0%	10~11%	+1.5~2.5PP

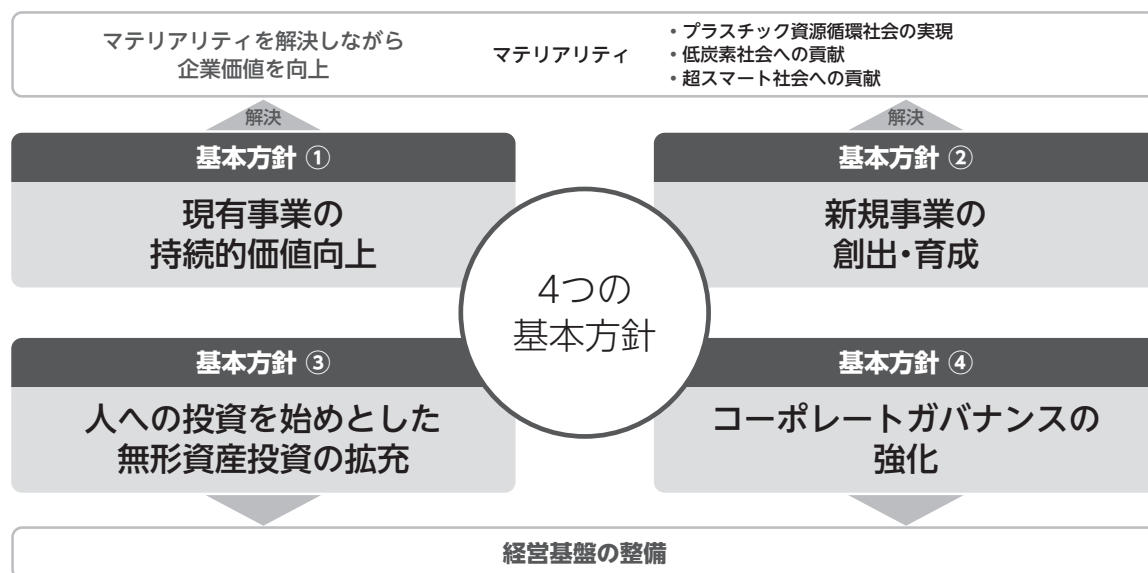
	2024年3月期	「JGP2028」期間中	実績比
設備投資額	81億円/年 ※2	200億円/年	+147%
研究開発投資額	52億円/年 ※2	82億円/年	+58%
配当性向	30% ※3	35%	+5%
DOE	2% ※3	2.5%	+0.5%

※1. 「JGP2028」開始直前期の実績

※2. 2022年3月期から2024年3月期までの3カ年の平均値

※3. 「JGP2025」期間中における配当方針の下限値

3) 基本方針



4) 2025年3月期の主な実績

4つの基本方針	実績
<p>現有事業の持続的価値向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広島製作所において第10組立工場を竣工、樹脂機械製品の生産能力を拡大 ○防衛関連機器の需要増に応じ、適地生産により生産能力を拡大（名機製作所及び日本製鋼所M&E(株)室蘭製作所における生産体制を整備中)
<p>新規事業の創出・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「超スマート社会への貢献」実現への重点投資を中心に研究開発活動を推進 （中計期間中に研究開発費410億円を計画、2025年3月期実績は56億円） ○革新技術の開発を担う新たな研究開発拠点の設置を計画し、用地選定中
<p>人への投資を始めとした無形資産投資の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○組織風土改革プロジェクトを推進、社員の判断・行動の指針となる「日本製鋼所グループ 行動指針」を制定 ○エンゲージメントサーベイを活用し、多様な「個」の成長と「組織」の成果の最大化に資する施策・定量指標を検討 ○ポジティブアクションによる女性活躍推進 （女性管理職比率、女性係長級比率の向上） ○経済産業省「DX認定事業者」に認定 ○お客様のスマートファクトリー化を支援するIoTソリューション「J-WiSe®」を展開 （射出成形機の成形不良防止・不良改善を支援する「J-WiSe AI Molding Navigator®」等）
<p>コーポレートガバナンスの強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○役員報酬制度の改定による、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブ機能の強化及び株主との利害共有の推進 ○全社的リスクマネジメント活動を推進・統括する専門組織として経営企画室リスクマネジメントグループを設置 ○取締役会、監査役会の多様性向上 （社外取締役比率50%、社外監査役比率50%、女性取締役比率20%、女性監査役比率25%） ○政策保有株式の縮減（対連結純資産比率12.0%） 2026年3月期末までの10%以下への縮減に目処

※ 「J-WiSe」、「J-WiSe AI Molding Navigator」は、株式会社日本製鋼所の登録商標です。

○数値目標及び実績（連結）

	JGP2028数値目標（連結）		2025年3月期 実績（連結）	2026年3月期 予想（連結）
	中間目標 (2027年3月期)	最終目標 (2029年3月期)		
売上高	3,200億円	3,800億円	2,485億円	2,900億円
営業利益	260億円	370億円	228億円	245億円
営業利益率	8.1%	9.7%	9.2%	8.4%
ROE	9.0%	10~11%	9.7%	—

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 96 期 (2021年度)	第 97 期 (2022年度)	第 98 期 (2023年度)	第99期 (当連結会計年度) (2024年度)
受 注 高 (百万円)	268,354	276,070	334,914	310,295
売 上 高 (百万円)	213,790	238,721	252,501	248,556
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	13,948	11,974	14,278	17,961
1 株当たり当期純利益 (円)	189.63	162.75	194.02	244.03
総 資 産 (百万円)	339,729	348,358	366,775	398,122

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 96 期 (2021年度)	第 97 期 (2022年度)	第 98 期 (2023年度)	第99期 (当期) (2024年度)
受 注 高 (百万円)	179,047	185,524	207,590	209,418
売 上 高 (百万円)	132,911	157,272	160,599	143,370
当 期 純 利 益 (百万円)	9,242	11,956	9,716	11,021
1 株当たり当期純利益 (円)	125.66	162.50	132.04	149.75
総 資 産 (百万円)	268,140	273,293	277,705	299,839

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本製鋼所M&E株式会社	100百万円	100	各種鋳鍛鋼品・鋼板及び鋼構造物の製造及び販売、新素材・各種金属材料及び金属製品の製造・加工及び販売、各種プラントの設計・建設及び修理、各種非破壊検査及び溶接加工、各種装置及び機器類の監視・保守点検及び補修等
日鋼YPK商事株式会社	350百万円	100	プラスチック射出成形機、樹脂機械、工作機械、半導体製造装置、一般産業機械、鋼板、鋳鍛鋼製品及び製鋼用原料等の売買及び輸出入業
JSWアクティナシステム株式会社	110百万円	100	電子デバイス関連機器の製造・販売、修理・改造・メンテナンス
JSWアフティ株式会社	100百万円	100	電気・電子部品に関わる膜成形及び膜加工並びに検査・搬送装置の製造・販売・検査・据付・保守
日鋼テクノ株式会社	100百万円	100	鉄・非鉄金属素材、特殊合金材料の機械加工・仕上・組立及び加工品の製造・販売
日鋼特機株式会社	100百万円	100	防衛関連機器等の整備、部品の販売
室蘭銅合金株式会社	100百万円	51	銅合金の溶解及び鋳造
ファインクリスタル株式会社	80百万円	100	人工水晶及び加工製品の製造・販売
株式会社タハラ	50百万円	100	中空成形機・印刷機械・製袋機及び工作機械器具の製造・販売
株式会社ジーエムエンジニアリング	40百万円	100	プラスチック用シート装置・押出成形機等、ダイ及び付属装置の設計・製造及び販売
株式会社ジャスト	10百万円	100	防衛関連機器及び射出成形機、樹脂機械、理化学機械、船舶機械等に使用される機器、部品及び電装品の販売
Japan Steel Works America, Inc.	100万米ドル	100	機械製品及び鉄鋼製品の販売並びに調達業務
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE. LTD.	400万 シンガポールドル	100	プラスチック射出成形機の販売・技術サービス及び部品販売、鉄鋼製品の販売

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
SM PLATEK CO., LTD.	5,000万ウォン	95	二軸混練押出機の製造・販売
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	100万香港ドル	100	射出成形機の販売・保守・改造
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	5,580千人民元	100	機械設備及び部品の販売・据付・保守、金属材料の販売・輸出入
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	450万米ドル	100	一般機械設備及び部品の製造・加工・据付・保守
JSW Plastics Machinery Europe Sp. z o.o.	15百万PLN	100	射出成形機の販売並びに調達業務

(注) 株式会社ジャストは、重要性が増したため、重要な子会社の対象としております。

③ 特定完全子会社の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

部門	主 な 事 業	
産業機械事業	樹脂製造・加工機械	樹脂製造・加工機械（造粒機、二軸混練押出機、フィルム・シート製造装置等）の製造・販売・保守サービス
	成形機	プラスチック射出成形機、中空成形機、マグネシウム合金射出成形機の製造・販売・保守サービス
	防衛関連機器	防衛関連機器等の製造・販売・保守サービス
	その他の産業機械	電子デバイス関連機器（レーザアニール装置、ECR成膜装置、プレス・ラミネータ機等）、鉄道用連結器・緩衝器等の製造・販売・保守サービス
素形材・エンジニアリング事業	素形材製品	発電用部材、原子力関連部材、ロール材・金型材等の一般鍛鋼製品、機能性材料等の鍛鋼部材・クラッド鋼板等の製造・販売
	エンジニアリング他	鋼構造物・関連部材等の製造・販売、各種プラントの設計・建設及び修理、風力発電機器の保守サービス、各種非破壊検査及び溶接加工、各種装置及び機器類の監視・保守点検及び補修等
その他事業	その他	新製品の研究開発・製造・販売、業務支援・管理サービス事業等

(9) 主要な営業所及び工場等 (2025年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
支 店 ・ 営 業 所	中部営業所 (名古屋市西区)、西日本営業所 (大阪市西区)、東北営業所 (仙台市若林区)、関東営業所 (さいたま市緑区)、名古屋営業所 (名古屋市西区)、関西営業所 (大阪府吹田市)、中国営業所 (広島市安芸区)、九州営業所 (福岡県春日市)、府中出張所 (東京都府中市)、浜松出張所 (浜松市中央区)
研 究 開 発 拠 点	先端技術研究所 (広島市安芸区)、マテリアル技術研究所 (北海道室蘭市)、電子デバイス技術研究所 (横浜市金沢区)
工 場	広島製作所 (広島市安芸区)、横浜製作所 (横浜市金沢区)、名機製作所 (愛知県大府市)

(注) 2025年4月1日付をもって、東日本営業所 (東京都千代田区) を新設いたしました。

② 子会社

会 社 名	所 在 地
日本製鋼所 M & E 株式会社	北海道室蘭市
日鋼 Y P K 商事株式会社	東京都品川区
JSWアクティナシステム株式会社	神奈川県横浜市金沢区
J S W ア フ ティ 株 式 会 社	神奈川県横浜市金沢区
日鋼テクノ株式会社	広島県広島市安芸区
日鋼特機株式会社	東京都品川区
室蘭銅合金株式会社	北海道室蘭市
ファインクリスタル株式会社	北海道室蘭市
株式会社タハラ	千葉県印西市
株式会社ジーエムエンジニアリング	神奈川県横浜市港北区
株式会社ジャスト	広島県広島市南区
Japan Steel Works America, Inc.	米国 イリノイ州
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール
S M P L A T E K C O . , L T D .	韓国 安山市
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.	中国 広東省深圳市
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.	中国 上海市
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.	中国 浙江省寧波市
JSW Plastics Machinery Europe Sp. z o.o.	ポーランド マゾフシェ県

- (注) 1 .2024年4月1日付をもって、JSWアフティ株式会社は本社を東京都八王子市から神奈川県横浜市金沢区へ移転いたしました。
- 2 .2025年3月1日付をもって、Japan Steel Works America, Inc.は本社を米国ニューヨーク州から米国イリノイ州へ移転いたしました。

(10) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
産業機械事業	3,368名	176名増
素形材・エンジニアリング事業	1,477名	10名増
その他事業	141名	29名減
全社 (共通)	297名	11名増
合計	5,283名	168名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,982名	81名増	38.8歳	12.5年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(11) 主な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

① 当社の借入先の状況

借入先	借入金残高
シンジケートローン	20,000百万円
株式会社三井住友銀行	4,630百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,600百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,700百万円

(注) 1. シンジケートローンのうち、10,000百万円は株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする9社の協調融資によるものです。
2. シンジケートローンのうち、10,000百万円は株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとする14社の協調融資によるものです。

② 子会社の借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社北洋銀行	2,425百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 当社が発行する株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式総数 74,408,985株
- ③ 資本金 19,837,822,589円
- ④ 株主数 22,368名 (前期末比366名減)
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,340,900株	18.13%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,405,300	10.06
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	3,125,295	4.25
大樹生命保険株式会社	2,827,600	3.84
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	1,177,052	1.60
ジュニパー	1,176,200	1.60
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,164,000	1.58
株式会社三井住友銀行	1,100,032	1.49
エイチエスピーシー ホンコン トレジャーリー サービスィズ アカウント アジアン エキュイティーズ デリバティブス	1,025,702	1.39
三菱重工業株式会社	1,006,200	1.37

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (804,900株) を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	5,673株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「事業報告 4.(2)取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

① 政策保有株式の保有方針

良好で継続的な取引関係の維持・強化、業務提携、その他、投資先の健全な発展を通じて中長期的に当社の事業に寄与し、定期的な確認・見直しを通じて政策的に必要と判断した株式を保有します。

② 保有状況の定期的な確認・見直し

毎年、個別の政策保有株式の保有目的と現在の取引状況等を確認し、取締役会において当該株式の取得・保有意義や安全性、収益性、採算性、保有に伴うリスクなどを総合的に勘案し、保有の適否を検証します。

③ 議決権行使の方針

投資先企業の経営状況や当社との取引関係等を踏まえ、当該企業の中長期的な企業価値向上や社会的責任などの観点から議案毎に内容を確認し、議決権の行使を判断します。

④ 政策保有株式の縮減に向けた取り組み

当社は、「株式会社日本製鋼所 コーポレートガバナンス・ポリシー」に基づき、政策保有株式の保有意義の定期的な確認・見直しを実施しており、保有意義が薄れた株式については順次売却を進めております。

また、中期経営計画「JGP2028」において、持続的な企業価値向上を目的に、成長投資と株主還元の適切なバランスを確保することを財務戦略に掲げ、政策保有株式の売却によって得られた資金を成長投資と株主還元に分けることとしております。

なお、政策保有株式につきましては2026年3月期末までに、純資産対比10%以下まで縮減することを計画しており、順次縮減を進めてまいります。

	第96期 (2021年度)	第97期 (2022年度)	第98期 (2023年度)	第99期(当期) (2024年度)
保有銘柄数(銘柄) (みなし保有株式を含む場合)	62 (65)	56 (59)	53 (56)	51 (54)
貸借対照表計上額の 合計額(百万円) (みなし保有株式を含む場合)	18,648 (20,737)	18,392 (21,122)	23,976 (28,462)	23,449 (29,098)
対連結純資産比率(%) (みなし保有株式を含む場合)	12.3 (13.7)	11.4 (13.1)	13.4 (15.9)	12.0 (14.9)

(注) みなし保有株式は、退職給付信託として信託設定したものであり、当社の貸借対照表には計上しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松尾敏夫	
代表取締役副社長	菊地宏樹	CFO、安全保障輸出管理管掌、経理部担当、経営企画室長、事業開発室長
取締役専務執行役員	井上茂樹	CTO、全社品質担当、知的財産部担当、新事業推進本部担当、品質統括室長、イノベーションマネジメント本部長
取締役常務執行役員	柴田基行	CISO、安全保障輸出管理担当、CSR・リスク管理担当、安全衛生管理担当、人事教育部担当
取締役執行役員	中西英雄	ESG推進担当、環境管理担当、総務部長
取締役	中西義之	株式会社IHI 社外取締役 株式会社島津製作所 社外取締役
取締役	三井久夫	株式会社リブドゥコーポレーション 社外監査役
取締役	河村潤子	
取締役	栗木康幸	
取締役	水本伸子	株式会社トクヤマ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社オカムラ 社外取締役
常勤監査役	三戸慎吾	
常勤監査役	清水博之	
監査役	山口更織	山口更織公認会計士事務所代表
監査役	海野晋哉	公益財団法人三溪園保勝会理事長兼園長

- (注) 1. 取締役 中西義之氏、三井久夫氏、河村潤子氏、栗木康幸氏及び水本伸子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 山口更織氏及び海野晋哉氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 山口更織氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役 海野晋哉氏は、金融機関において長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 中西義之氏、三井久夫氏、河村潤子氏、栗木康幸氏及び水本伸子氏並びに監査役 山口更織氏及び海野晋哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 中西義之氏、三井久夫氏、河村潤子氏、栗木康幸氏及び水本伸子氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当事業年度中に在任していた者を含む当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填することとしてお

りますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が被保険者に対して訴訟提起した場合等、一定の事由においては補填の対象としないこととしております。

7. 当事業年度中の取締役・監査役の異動

(1) 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
菊地 宏樹	取締役常務執行役員 CFO、経理部担当、経営企画室長、 事業開発室長	代表取締役副社長 CFO、安全保障輸出管理管掌、 経理部担当、経営企画室長、 事業開発室長	2024年4月1日
井上 茂樹	取締役常務執行役員 CTO、全社品質担当、知的財産部担 当、新事業推進本部担当、品質統括室 長、イノベーションマネジメント本部 長	取締役専務執行役員 CTO、全社品質担当、知的財産部担 当、新事業推進本部担当、品質統括 室長、イノベーションマネジメント 本部長	
柴田 基行	取締役執行役員 安全保障輸出管理担当、安全衛生管理 担当、人事教育部長	取締役常務執行役員 CISO、安全保障輸出管理担当、 CSR・リスク管理担当、安全衛生管 理担当、人事教育部長	
柴田 基行	取締役常務執行役員 CISO、安全保障輸出管理担当、 CSR・リスク管理担当、安全衛生管理 担当、人事教育部長	取締役常務執行役員 CISO、安全保障輸出管理担当、 CSR・リスク管理担当、安全衛生管 理担当、人事教育部長	2024年7月1日

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
出口 淳一郎	2024年6月24日	任期満了	取締役
三澤 浩司	2024年6月24日	任期満了	監査役

(3) 取締役 中西英雄氏及び水本伸子氏並びに監査役 海野晋哉氏は、2024年6月24日開催の第98回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

8. 2025年4月1日現在の取締役及び執行役員（常務以上）は次のとおりです。

会社における地位	氏 名	担当
代表取締役社長	松 尾 敏 夫	
代表取締役副社長	菊 地 宏 樹	CFO、安全保障輸出管理管掌、経理部担当、経営企画室長、素形材・エンジニアリング事業担当
取締役専務執行役員	井 上 茂 樹	CTO、全社品質担当、知的財産部担当、新事業推進本部担当、品質統括室長、イノベーションマネジメント本部長
取締役執行役員	中 西 英 雄	安全保障輸出管理担当、総務部長
取締役 役	柴 田 基 行	
取締役 役	中 西 義 之	
取締役 役	三 井 久 夫	
取締役 役	河 村 潤 子	
取締役 役	栗 木 康 幸	
取締役 役	水 本 伸 子	
専務執行役員	馬 本 誠 司	CISO、情報システム室・DX推進室担当、事業開発室長、産業機械事業統括（樹脂機械事業部、成形機事業部、産業機械事業部）
常務執行役員	布 下 昌 司	名機製作所担当、成形機事業部長
常務執行役員	新 本 武 司	特機本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容に関する事項

ア. 取締役の報酬等に係る決定方針

当社は、2021年3月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下本項において「決定方針」といいます。）を決議し、更に2024年4月5日開催の取締役会において、改定を決議しております。なお、それぞれの取締役会の決議に際しましては、あらかじめ決議内容について報酬諮問委員会にて審議し、答申を受けております。

決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内において、パーパス、ビジョンの実現に向けてサステナビリティ経営を遂行するためのインセンティブと位置付けます。また、それぞれの役割と責務に応じた水準となる報酬体系とし、その決定過程においては客観性と透明性を確保するとともに、株主との利害を共有する報酬制度とすることを基本方針とします。

なお、取締役の報酬の水準及び構成割合については、ベンチマークとする当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準や当社従業員の給与水準を踏まえて、定期的にその妥当性を検証します。

b. 決定の手続き

取締役の報酬は、報酬諮問委員会の答申を経て取締役会にて決定します。

c. 報酬の構成と割合

取締役の報酬の構成とその割合は、以下のとおりとします。

1) 代表取締役社長及び代表取締役副社長

構成は、年額報酬（①基礎部分、②全社業績連動部分、③中長期的企業価値向上に対する取り組み及び④株式報酬）とします。割合は、「固定報酬（①）：変動報酬（②及び③）：株式報酬（④）＝55：33：12」を目安とします。

2) 社内取締役

構成は、年額報酬（①基礎部分、②全社業績連動部分、③成果連動部分、④中長期的施策として中計アクションプラン並びに品質・安全・コンプライアンス等への取り組み及び⑤株式報酬）とします。割合は、「固定報酬（①）：変動報酬（②、③及び④）：株式報酬（⑤）＝60：30：10」を目安とします。

3) 社外取締役の報酬については、固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみで構成します。

イ. 監査役の報酬等

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬（年額報酬の基礎部分）のみで構成され、各監査役の報酬は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役の報酬等の算出方法に係る事項

a. 基礎部分

基礎部分は、固定報酬として役位に応じて決定します。

b. 全社業績連動部分

全社業績連動部分は、変動報酬として直近事業年度の連結業績に応じて決定します。連結営業利益部分と連結ROE（自己資本利益率）部分により構成されております。

なお、当該指標を選択した理由は、中期経営計画における全社業績目標に直結する重要指標であるためです。

1) 連結営業利益部分

取締役の役位に応じた全社業績連動部分基準額の50%に対して、事業年度期首にて定めた連結営業利益目標額に対する当該年度末時点における達成率を乗じて決定します。

2) 連結ROE（自己資本利益率）部分

取締役の役位に応じた全社業績連動部分基準額の50%に対して、事業年度期首にて定めた連結ROE（自己資本利益率）目標に対する当該年度末時点における達成率を乗じて決定します。

c. 成果連動部分

成果連動部分は、変動報酬として取締役の担当する部門の直近事業年度の業績評価に応じて決定します。

取締役の役位に応じた成果連動部分基準額に対して、経営戦略会議にて決定された部門業績評価（S、A、B、C、Dのランク付け）に基づく係数を乗じて決定します。

なお、部門業績評価は、経営戦略会議において、年度事業計画達成を目標とする評価基準（業績指標及び定性評価項目等）を事業年度期首に設定し、当該年度末時点における評価基準の達成率に基づき決定します。

d. 代表取締役における中長期的企業価値向上に対する取り組みの評価

当社が定めるマテリアリティ（事業を通じた価値創造と社会課題の解決並びに当社グループの持続的成長に向けた経営基盤の強化）の実現に向けた取り組みの成果を報酬諮問委員会に諮り、審査を経て報酬に加えるものとします。

e. 社内取締役における中長期的施策に対する取り組みの評価

中計アクションプラン並びに品質・安全・コンプライアンス等への取り組みの成果を報酬諮問委員会に諮り、審査を経て報酬に加えるものとします。

f. 株式報酬

株式報酬は、企業価値向上のための中長期的なインセンティブ及び株主との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

当社は、社外取締役を除く取締役との間で、譲渡制限期間（3年間から5年間までの間で取締役会が予め定める期間）を定めた譲渡制限付株式割当契約を締結し、当該取締役に対して当社の普通株式を発行し又は処分するものとしております。

割当株式数については、取締役の役位に応じた職位別基準額を譲渡制限付株式報酬割当契約の締結に係る取締役会決議日前日の東京証券取引所における当社株式終値で除した株数とします。

なお、具体的な株式の割当方法については、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会にて決定します。

g. 当事業年度の評価項目の目標値及び実績値

評価項目(連結)	事業セグメント	目標値 (億円)	実績値 (億円)
受 注 高	産業機械事業	3,220	2,585
	素形材・エンジニアリング事業	495	493
		3,750	3,102
売 上 高	産業機械事業	2,100	1,990
	素形材・エンジニアリング事業	515	471
		2,650	2,485
営業利益	産業機械事業	170	175
	素形材・エンジニアリング事業	69	86
		200	228
親会社株主に帰属する当期純利益		155	179

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき代表取締役社長松尾敏夫に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分の具体的な決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるように、当該内容の決定は報酬諮問委員会からの答申に従う旨を規定しております。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定において、報酬諮問委員会にて決定方針との整合性等を確認しており、取締役会もその答申を尊重していることから、取締役会は当該内容の決定を決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	決議時点における 役員の数	報酬限度額	株主総会決議年月日
取締役	年額報酬・ 賞与	取締役9名 (うち社外取締役2名)	年額480百万円以内 (年額35百万円以内)	2018年6月26日 第92回定時株主総会
		取締役10名 (うち社外取締役5名)	年額480百万円以内 (年額80百万円以内)	2024年6月24日 第98回定時株主総会
	譲渡制限付 株式報酬	社外取締役を除く 取締役6名	年額100百万円以内	2018年6月26日 第92回定時株主総会
監査役	年額報酬	監査役4名	年額90百万円以内	2018年6月26日 第92回定時株主総会

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	320,476 (53,295)	211,935 (53,295)	84,585 (—)	23,956 (—)	11 (5)
監査役 (うち社外監査役)	62,400 (19,200)	62,400 (19,200)	—	—	5 (3)
合計 (うち社外役員)	382,876 (72,495)	274,335 (72,495)	84,585 (—)	23,956 (—)	16 (8)

- (注) 1. 「事業報告 4.(2)①役員報酬等の内容に関する事項、②取締役の報酬等の算出方法に係る事項及び③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載の内容は、2024年4月5日の改定により、賞与及び業績連動部分の親会社株主に帰属する当期純利益の項目を一律廃止とし、社内取締役は業績連動部分（変動報酬）の評価項目として連結ROE（自己資本利益率）及び中長期的施策（マテリアリティ実現、中計・品質等）を追加し、併せて、代表取締役は株式報酬（長期インセンティブ）の構成比率を10%から12%へ引き上げております。
2. 「事業報告 4.(2)⑥取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載の報酬には、2024年6月24日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名への支給分を含んでおります。
3. 当事業年度における株式報酬の交付状況は、「事業報告 2.(1)⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 中西義之

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社IHI及び株式会社島津製作所の社外取締役を兼任しております。各社と当社との間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回のうち13回に出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

② 取締役 三井久夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社リブドゥコーポレーションの社外監査役を兼任しております。同社と当社との間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

③ 取締役 河村潤子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回全てに出席しております。文部科学省をはじめとする官庁での経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、その豊富な経験と幅広い見識に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

④ 取締役 栗木康幸

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回全てに出席しております。長年にわたる国際的な製造業における企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に技術的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

⑤ 取締役 水本伸子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社トクヤマの社外取締役（監査等委員）及び株式会社オカムラの社外取締役を兼任しております。各社と当社間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会等への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会11回全てに出席しております。長年にわたる総合重工業メーカーにおける企業経営を経験した見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営的知見に基づいた専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会のうち在

任期間において開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担い、透明性及び客観性の向上に適切な役割を果たしております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

⑥ 監査役 山口更織

ア. 重要な兼職先と当社との関係

山口更織公認会計士事務所の代表を兼任しております。同事務所と当社間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席しております。長年にわたる公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験及び知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っているほか、監査役会において、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

⑦ 監査役 海野晋哉

ア. 重要な兼職先と当社との関係

公益財団法人三溪園保勝会理事長兼園長を兼任しております。同法人と当社間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会11回及び監査役会10回の全てに出席しております。長年にわたる金融機関での豊富な経験及び国際的な製造業に

おける企業経営を経験した見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っているほか、監査役会において、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

また、当社取締役会の決議事項及び審議事項の事前説明並びに当社及び当社グループの業務状況や経営上の重要な事項の報告を行う「社外役員連絡協議会」に参加し、客観的・中立的な立場で情報交換・認識共有を行い、取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しました。

- (注) 1. 水本伸子氏の取締役会への出席状況における取締役会開催回数は、取締役に就任した時点からの回数であります。
2. 海野晋哉氏の取締役会及び監査役会への出席状況における開催回数は、監査役に就任した時点からの回数であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- | | |
|-----------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額 | 78,931千円 |
| 上記以外の業務に係る報酬等の額 | 一千円 |
| 合計 | 78,931千円 |
- ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 98,788千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査計画における監査時間とその実績を検証するとともに、当事業年度の監査計画における監査内容及び監査時間並びに経理部の意見を踏まえ、その報酬の額の適切性及び妥当性について検討した結果、報酬の額は妥当であるとの結論に至ったことから、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 以下の重要な子会社は当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

Japan Steel Works America, Inc.
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.
SM PLATEK CO., LTD.
JSW Plastics Machinery (Shenzhen) Co., Ltd.
JSW Machinery Trading (Shanghai) Co., Ltd.
JSW Machinery (Ningbo) Co., Ltd.
JSW Plastics Machinery Europe Sp. z o.o.

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、事業活動の判断と行動の軸となる「Purpose（パーパス）」を起点とした企業グループ理念体系「Our Philosophy」を定め、また企業活動における基本原則である「日本製鋼所グループ 企業行動基準」とともに、これらに沿った企業活動を通じ、社会価値の創出と持続的な企業価値の向上を図ります。そしてその実現のための企業基盤を整備・構築するため、法令に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（内部統制の基本方針）を定めます。また、社会の変化に対応し、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現するものとしします。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「コンプライアンス」を不正防止や法令、社内規程及び顧客・取引先との契約等の遵守にとどまらず、広く社会的責任の遂行を含めて捉えるとともに、コンプライアンスに係る各種規程を整備します。
また、コンプライアンス活動の要諦は、風通しのよい職場風土の醸成、取締役及び執行役員率の率先垂範と誠実性、使用人の意識徹底・向上のための啓発にあると考えて、これらを推進します。
- ② 当社は、全社横断的に効果的な内部統制を構築するために、内部統制推進部門を事務局とする内部統制委員会を組成し、会社の業務全般について諸規程や体制を整備し、運用及び評価を推進します。
- ③ 当社は、会社業務の全般を対象に、法令及び社内規程等への適合性について、内部監査部門を設けて、定期的または随時監査を行うとともに、その結果について取締役社長、取締役会、監査役会のほか、適宜、経営戦略会議もしくは部門業績報告会議または関係者に報告します。
- ④ 当社は、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合等の通報・相談の制度を設け、そのルートについて社外を含め複数確保します。
- ⑤ 当社は、「反社会的勢力に対する組織的な危機管理の徹底」を「日本製鋼所グループ 企業行動基準」に明示するとともに、不当な要求に対しては、法に則り、関係団体とも連携してこれを拒否します。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、情報の保存及び管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、文書管理や情報管理に関する各種規程に基づき、重要会議議事録、稟議記

録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により保存・管理します。

また、取締役及び監査役は、これら情報について、随時、閲覧・謄写することができます。

- ② 当社は、財務情報のほか経営上の重要な情報について、適時・適正な情報開示を行います。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理に関する規程を定めて、取締役または執行役員を責任者とするスリーラインモデルの全社的リスクマネジメント体制を整備します。
- ② 当社は、各業務執行部門が、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価を行うとともに、各種規程または稟議制度により許可された権限の範囲内で、損失の危険（リスク）に対応します。
- ③ 当社は、リスク管理部門を事務局とするリスクマネジメント委員会が、全社組織横断的に、グループの重要リスクの選定やリスク対応の審議、指示・指導、評価を行い、定期的または随時、取締役会及び経営戦略会議に報告します。また、品質マネジメント、安全衛生、環境マネジメント、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等の機能別リスクについては、当該担当部門が、それぞれ全社横断的な観点から各種委員会を組成または規程等を整備し、教育、指導、監査等を通じて、リスクの低減を図ります。
- ④ 当社は、リスク管理の状況等について、内部監査部門がモニタリング、評価を行い、定期的または随時、取締役会及び経営戦略会議に報告します。
- ⑤ 当社は、重大事態発生時において、危機管理対策本部を設置してその対応にあたるほか、本社部門、事業部及び製作所単位でリスクマネージャーを定めて、適宜、リスクの洗い出しに努めるなど、平時及び非常時に対応します。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、迅速な意思決定と機動的・効率的な業務執行を実現するため、取締役社長を最高経営責任者とするほか、主要な本社部門では取締役もしくは執行役員が、事業部では執行役員もしくは使用人が取締役会から委嘱・任命された業務を統括・執行します。
また、取締役及び執行役員は、重要事項については、取締役会または経営戦略会議で、審議・決裁・報告を行い、取締役会が監督します。
- ② 当社は、取締役会において、取締役、執行役員及び使用人が共有すべき中期経営計画や事業年度計画等の全社目標を設定するとともに、取締役及び執行役員は目標達成のための具体的施策を、社内規程等に従い使用人に分掌してこれを計画・実施しま

す。

また、取締役及び執行役員は、結果に対する評価とレビュー・進捗状況を含む報告を、定期的または随時、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議等で行い、取締役会が監督します。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社の「Our Philosophy」及び「日本製鋼所グループ 企業行動基準」に従い、グループ子会社を含めた全社的な内部統制の整備・構築を推進します。そのために、グループ子会社等が自ら定める社内規則等に基づく適切な職務の分掌と決裁権限の明確化により、自律的かつ効率的に業務執行をすることを支援・指導します。
- ② 当社は、グループ子会社等の運営・管理に関する規程を定め、それらの管理責任・指導体制を明確にするとともに、グループ子会社等に係る重要事項の決定あるいは重要事実の報告、通報及び情報収集に係る体制を整備します。
- ③ 当社は、グループ子会社等に対し取締役または監査役を派遣するほか、グループ子会社等における法令・社内規則等の遵守状況について、スリーラインモデルの第1線として関連会社主管部門が監督するとともに、第2線の本社各部門がリスクの形態に応じてモニタリング及び指導を行います。また第3線である内部監査部門が、定期的または随時、監査を実施し、必要に応じて助言を行います。
- ④ 当社は、グループ子会社等が、業務の適正性について、自ら把握、評価を行う体制を整備することを支援・指導します。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、使用人の中からこれを選任するとともに、選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等に当たっては、監査役の意見または同意を得ることとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保します。
- ② 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従って業務を行うことができる体制を確保します。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会、経営戦略会議、部門業績報告会議、その他重要な審議・決裁・報告が行われる会議について、監査役が出席する機会を確保します。
- ② 当社は、稟議制度に従い稟議記録を監査役に供覧するとともに、監査役は随時、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を求めることがで

きます。また、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を受けた者が監査役に報告をすることができる体制を確保します。

- ③ 当社の取締役、執行役員及び使用人等は、業務遂行上、重大なリスク等を発見・認識した場合は、速やかにこれを監査役に報告します。
- ④ 当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしないことを保証します。

H. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行において必要とする費用等を負担します。

I. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、執行役員及び使用人が、監査役職務の重要性・有用性を認識し、可能な限り他の業務に優先して監査に協力する環境を整備します。
また、監査役は、内部監査部門、本社部門等に対し、監査での連携・協力を求めることができます。
- ② 当社は、監査役が会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を図ることができる環境を整備します。
- ③ 当社は、監査役が自らの判断によって顧問弁護士やその他社外の専門家を利用できる環境を整備します。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価するとともに、その結果につき取締役会または経営戦略会議で審議・報告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規則」及び「稟申規程」において、取締役会で決議すべき事項を規定しており、これに従って該当する案件の決議を行いました。また、「日本製鋼所グループ 企業行動基準」をはじめ、「内部統制の基本方針」及び各種規程を社内イントラネットに掲載し、取締役、執行役員及び使用人に周知しています。
このほか、当社の使用人、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人に対してコンプライアンス及びリスク管理に関するeラーニングを実施しました。
- ② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づいて、業務執行部門及びグループ子会社に対して内部監査を実施し、その結果を取締役社長、取締役会、監査役会、経営戦略会議に定期的に報告しました。
- ③ 当社は、「内部通報規程」を定めて、当社をはじめグループ子会社の取締役、執行役員及び使用人が報告・相談することができる制度・ルートを整備しています。また、内部通報の受付窓口を外部の専門業者とし、通報・相談者の秘密保持強化や通報行為への心理的負担の軽減を図っております。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめ、重要会議の議事録、稟議書並びに取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要文書については、いずれも関係法令及び関連する社内規程等に基づいて、適切に保存及び管理しています。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行上の意思決定に伴い、これに内在するリスクについては、各業務執行部門にて想定されるリスクを分析し対応するほか、重要なリスクについては経営戦略会議又は取締役会等にて審議しています。
- ② 当社は、「JSWグループ・リスク管理規程」を定め、リスク管理を統括する責任者としてCRO（チーフ・リスク・オフィサー）を設置し、3線モデルのリスクマネジメント体制に基づくリスク管理を行っています。また、リスク管理部門を事務局とするリスクマネジメント委員会が、全社的なリスクの洗い出し、分類、対策の共有化等を行い、取締役会、経営戦略会議に定期的に報告しているほか、ESG、安全衛生、環境マネジメント、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等の業務執行上の機能別のリスクについては、各業務執行部門が規程に基づき委員会活動等により、リスクの識

別・分析・評価等を行っています。加えて、品質マネジメントに係るリスクについては、全社的な品質保証体制を構築し、品質統括室による教育、指導、監査等を通じて、リスクの低減を図っています。

- ③ 2022年5月に公表しましたグループ子会社における品質検査の不適切行為については、取締役会にて決議された再発防止策の諸施策の実施状況を取締役に報告するほか、内部監査部門がモニタリングを行っております。また、当該事案を端緒として取り組んでおります当社グループにおける組織風土改革活動につきましても、品質コンプライアンスはもとより、当社グループのイノベーションと持続的な成長に関わる重要な課題であるとの認識のもと、当社は「高い倫理観とチャレンジ精神」と、あらゆる業務・場面における「心理的安全性」の醸成・両立を企図した取り組みを行っております。
- ④ 当社グループ経営に影響を与えるインシデントが発生、もしくは発生への恐れが生じた場合、エスカレーション規程により、経営層及び関係部署にもれなく、迅速に適切な報告がなされております。
- ⑤ 当社は、今後想定される大規模な自然災害に対応するために、BCP基本方針を策定いたしました。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、2025年2月5日開催の取締役会において、2025年4月1日付の取締役及び執行役員の変更を行いました。
- ② 取締役及び執行役員は、中期経営計画「JGP2028」における目標を達成するにあたり、具体的な施策を使用人に分掌して実施しています。また、取締役及び執行役員は、当該計画の実行結果に対する評価、その進捗状況等について、取締役会、経営戦略会議または部門業績報告会議等において定期的に報告しています。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、事業活動の判断と行動の軸となる企業グループ理念体系「Our Philosophy」を定め、「日本製鋼所グループ 企業行動基準」や「日本製鋼所グループ サステナビリティ基本方針」とともに、社長メッセージの発信や社内イントラネット等を通じて、当社はもとよりグループ子会社に対しても周知しております。特に「Our Philosophy」の起点となる「Purpose（パーパス）」については研修会や職場内のスモールミーティングを通じて当社及びグループ子会社内での浸透活動を展開しております。そして、これらに従ってグループ子会社における全社的な内部統制の構築を推進しています。
- ② 当社は、「関連会社管理規程」において、グループ子会社の主管部門は当該子会社の内部統制・ガバナンスに責任を負っていることを明確にしております。また、グループ子会社は、同管理規程に則り主管部門と情報を共有する体制を構築しており、重

要な決議事項のほか、重要事実の発生都度、主管部門に対してこれを報告していません。

- ③ 当社は、当社の執行役員、監査役または使用人をグループ子会社の取締役または監査役として派遣し、当該グループ子会社のガバナンスの強化と監督を行っております。また、グループ子会社の主管部門がグループ子会社に対して、法令及び社内規則の遵守状況並びにリスク管理の状況に関する監査を実施したほか、スリーラインモデル第2線の本社部門並びに第3線の内部監査部門も、それぞれの業務視点からグループ子会社を監査しております。
- ④ 当社は、グループガバナンスの更なる充実のために、グループ各社が取締役会規程の見直しを行い、各社の取締役会を経営リスクや内部統制上の問題を議論する場とし、その活性化を図りました。また、第1線の主管部門及び第2線の本社部門のそれぞれの監督に加え、グループ各社監査役と当社監査役会との情報交換会による連携強化により、情報ルートの複線化を構築しています。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人の中からこれを選任することとしています。また、内部監査部門に所属する従業員が監査役職務を補助しており、当該職務を行う際は、取締役及び執行役員からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に従って業務を執行することができる体制を確保しています。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、その全員が取締役会及び社外役員連絡協議会に出席するほか、輪番で経営戦略会議及び部門業績報告会議等の重要会議に出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から都度、必要な報告を得ています。
- ② 監査役は、稟議制度に従い稟議記録を閲覧し、稟議決議事項及び同報告事項に関して十分に情報を得る機会が確保されています。また、監査役は、グループ子会社の監査役監査の際に、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人等から、法令及び社内規則の遵守状況、リスク管理の状況並びに業績動向等に関して、必要な情報の報告を受けています。

H. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要とする費用等を負担しています。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役による業務執行部門及びグループ子会社に対する監査役監査の重要性及び有用性を認識しており、監査役監査に優先的に対応しています。また、同監査において、原則として内部監査部門が同席しています。
- ② 内部監査部門は、監査役に対して、内部監査の結果の報告を適宜行いました。また、会計監査人は、監査役に対して、定期的に報告を行いました。監査役、内部監査部門及び会計監査人は、必要に応じて、三者間で情報・意見交換を行っています。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、取締役会及び経営戦略会議において、当社及びグループ子会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価活動に関する実施計画の審議を受けるとともに、その有効性の評価結果を報告しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様へ当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。

したがって、当社は、当社株券等の大量買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大量買付行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 役員指名及び解任の基本方針・手続

A. 指名及び解任の基本方針

取締役、監査役の候補者選定および執行役員の選任並びに役員の解任においては、選定・解任基準等を踏まえて判断し、決定過程においては公正性と透明性を確保します。

なお、取締役および監査役の候補者選任については、その選任理由を開示します。

また、役員の解任については、その解任理由を開示します。

B. 選定基準

① 取締役候補者

当社の「Our Philosophy (Purpose、Vision、Value Creation Process)」および「日本製鋼所グループ 企業行動基準」に基づき、当社の業績、企業価値の向上および持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験および高い倫理観を有している者。

② 監査役候補者

取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行するための能力、見識、経験および高い倫理観を有している者。

監査役のうち1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任します。

C. 選定手続

取締役候補者の選定および執行役員の選任については、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

監査役候補者の選定については、指名諮問委員会からの答申を受け、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定します。

D. 解任基準

役員が法令、定款に違反し、当社の企業価値を毀損した場合並びに健康上の理由から職務執行が困難となった場合、若しくは選定基準に定める資質が認められなくなった場合には、指名諮問委員会における解任審議の対象とします。

E. 解任手続

取締役、監査役の解任については、指名諮問委員会からの答申を受けて解任議案の上程を取締役会にて決定し、株主総会において決議します。

F. 社外役員の独立性

社外役員においては、別に定め開示する当社の独立性基準を満たす者とします。

(5) 社長選任及び解任の手続

A. 社長の後継者計画の策定・運用

社長の後継者計画の策定・運用については、指名諮問委員会にて、経営理念や経営戦略を踏まえて、経験、能力、人格等の資質を勘案し、適切に協議を行い、必要の都度、取締役会に報告します。

B. 選任基準・手続

社長の選任については、後継者計画を踏まえ、指名諮問委員会からの答申を受けて取締役会にて決定します。

C. 解任基準・手続

社長の解任については、社長としての責務を果たすことが困難となった場合に、取締役会にて決定します。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第99期 (2025年3月31日現在)	科目	第99期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	295,595	流動負債	167,637
現金及び預金	75,899	支払手形及び買掛金	29,545
受取手形	507	電子記録債務	29,647
電子記録債権	7,729	短期借入金	12,473
売掛金	59,891	一年内返済予定の長期借入金	10,299
商品及び製品	5,894	リース債務	335
仕掛品	113,654	未払金	3,266
原材料及び貯蔵品	10,980	未払法人税等	4,604
前渡金	12,005	未払消費税等	413
前払費用	598	未払費用	12,558
未収入金	521	契約負債	56,596
未収法人税等	172	役員賞与引当金	51
未収消費税等	6,613	完成工事補償引当金	286
その他の流動資産	1,364	工事損失引当金	579
貸倒引当金	△237	風力事業損失引当金	486
固定資産	102,527	事業再構築引当金	1,455
有形固定資産	55,622	その他の流動負債	5,037
建物及び構築物	26,427	固定負債	35,383
機械装置及び運搬具	13,533	長期借入金	19,440
工具・器具・備品	3,176	リース債務	980
土地	8,089	繰延税金負債	306
リース資産	1,059	役員退職慰労引当金	39
建設仮勘定	3,335	退職給付に係る負債	7,791
無形固定資産	2,240	長期預り保証金	4,867
リース資産	10	資産除去債務	1,446
その他の無形固定資産	2,229	その他の固定負債	511
投資その他の資産	44,664	負債合計	203,020
投資有価証券	24,629	(純資産の部)	
長期貸付金	356	株主資本	177,149
長期前払費用	277	資本金	19,837
更生債権等	219	資本剰余金	5,569
退職給付に係る資産	6,171	利益剰余金	154,059
繰延税金資産	10,071	自己株式	△2,317
その他の投資	3,251	その他の包括利益累計額	16,071
貸倒引当金	△313	その他有価証券評価差額金	7,845
資産合計	398,122	繰延ヘッジ損益	7
		為替換算調整勘定	3,117
		退職給付に係る調整累計額	5,101
		非支配株主持分	1,881
		純資産合計	195,101
		負債及び純資産合計	398,122

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第99期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
売上高		248,556
売上原価		187,562
売上総利益		60,993
販売費及び一般管理費		38,169
営業利益		22,824
営業外収益		
受取利息	124	
受取配当金	716	
固定資産賃貸益	255	
持分法による投資利益	16	
雑収益	507	1,619
営業外費用		
支払利息	274	
為替差損	277	
雑損失	396	948
経常利益		23,495
特別利益		
固定資産売却益	272	
投資有価証券売却益	1,170	1,443
特別損失		
固定資産売却損	227	
固定資産除却損	807	
投資有価証券評価損	6	
出資金売却損	54	
品質不適切行為関連損失	535	1,631
税金等調整前当期純利益		23,307
法人税、住民税及び事業税	6,941	
法人税等調整額	△1,787	5,153
当期純利益		18,153
非支配株主に帰属する当期純利益		192
親会社株主に帰属する当期純利益		17,961

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第99期 (2025年3月31日現在)	科目	第99期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	189,583	流動負債	126,074
現金及び預金	44,665	支払手形	230
受取手形	71	電子記録債務	23,219
電子記録債権	1,933	買掛金	15,800
売掛金	46,125	短期借入金	10,030
商品及び製品	192	一年内返済予定の長期借入金	10,000
仕掛品	67,539	リース債務	23
原材料・貯蔵品	5,239	未払金	4,265
前渡金	13,924	未払費用	6,752
前払費用	271	未払法人税等	2,333
貸付金	2,050	契約負債	43,713
未収入金	2,144	役員賞与引当金	12
未収消費税等	4,471	完成工事補償引当金	73
その他の流動資産	979	工事損失引当金	538
貸倒引当金	△25	風力事業損失引当金	486
固定資産	110,256	事業再構築引当金	1,455
有形固定資産	47,870	設備関係支払手形	4,223
建物	22,756	その他の流動負債	2,916
構築物	2,178	固定負債	28,070
機械装置	11,648	長期借入金	17,800
車両運搬具	55	長期預り保証金	409
工具・器具・備品	2,996	長期前受収益	14
土地	5,088	リース債務	45
リース資産	61	退職給付引当金	7,456
建設仮勘定	3,084	関係会社事業損失引当金	1,000
無形固定資産	1,633	資産除去債務	1,337
諸利用権	67	その他の固定負債	6
ソフトウェア	1,086	負債合計	154,144
ソフトウェア仮勘定	479	(純資産の部)	
投資その他の資産	60,752	株主資本	137,980
投資有価証券	23,448	資本金	19,837
関係会社株式	20,717	資本剰余金	5,564
関係会社出資金	964	資本準備金	5,564
長期貸付金	5,728	その他資本剰余金	0
繰延税金資産	6,854	利益剰余金	114,895
長期前払費用	256	利益準備金	3,236
更生債権等	68	その他利益剰余金	111,658
前払年金費用	3,374	固定資産圧縮積立金	4,218
その他の投資	1,250	固定資産圧縮特別勘定積立金	1,140
貸倒引当金	△1,912	別途積立金	60,000
資産合計	299,839	繰越利益剰余金	46,300
		自己株式	△2,317
		評価・換算差額等	7,714
		その他有価証券評価差額金	7,621
		繰延ヘッジ損益	92
		純資産合計	145,694
		負債及び純資産合計	299,839

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第99期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
売上高		143,370
売上原価		112,078
売上総利益		31,291
販売費及び一般管理費		22,303
営業利益		8,988
営業外収益		
受取利息	92	
受取配当金	2,177	
固定資産賃貸益	2,414	
雑収益	1,107	5,792
営業外費用		
支払利息	251	
手形・債権売却損	3	
為替差損	177	
雑損失	129	562
経常利益		14,218
特別利益		
固定資産売却益	261	
投資有価証券売却益	1,170	
関係会社清算益	69	1,500
特別損失		
固定資産売却損	115	
固定資産除却損	576	
関係会社貸倒引当金繰入額	573	1,264
税引前当期純利益		14,454
法人税、住民税及び事業税	3,720	
法人税等調整額	△288	3,432
当期純利益		11,021

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武 男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新井 慎 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武 男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新井 慎 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社日本製鋼所監査役会

常勤監査役 三戸 慎 吾 ㊟

常勤監査役 清 水 博 之 ㊟

社外監査役 山 口 更 織 ㊟

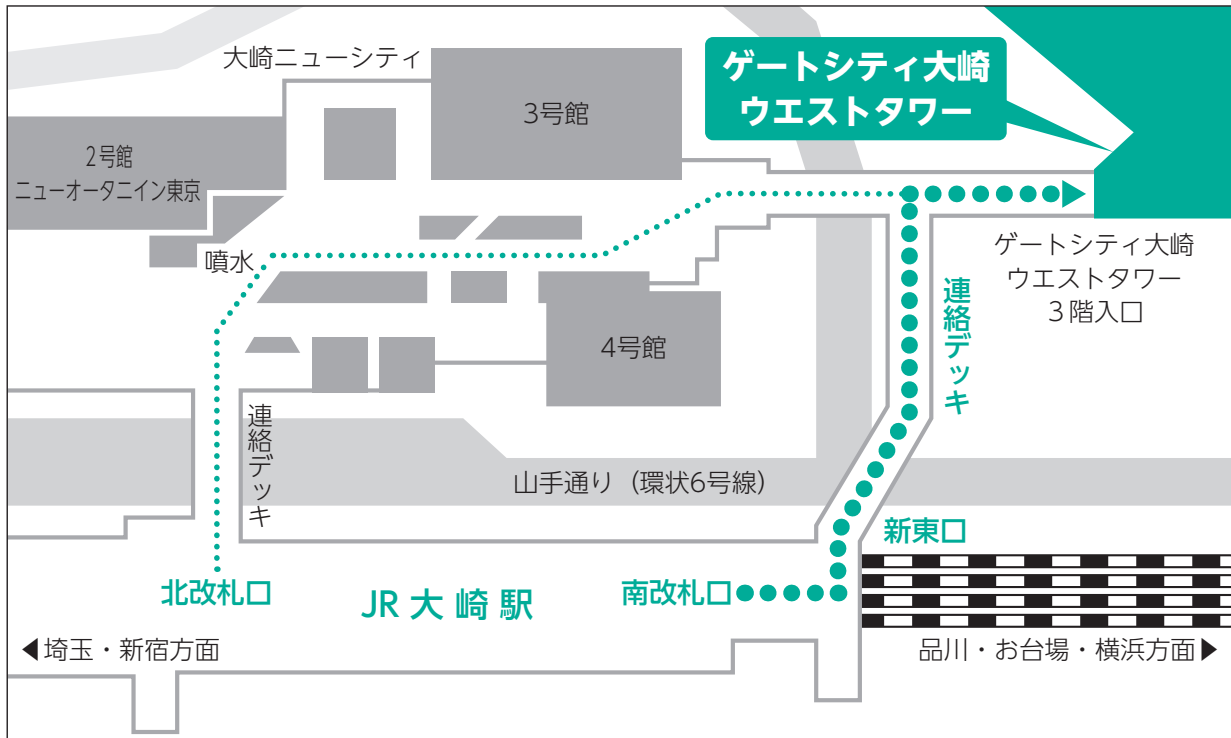
社外監査役 海 野 晋 哉 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎ウエストタワー 地下1階 ゲートシティホール

【交通】 大崎駅（JR線） 南改札口から徒歩約3分



※JR大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎ウエストタワー3階入口よりお入りください。インフォメーション裏のエスカレータで地下1階までお越してください。

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会のお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第99回定時株主総会資料 (電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

●連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

●計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株式会社日本製鋼所

上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（交付書面）への記載を省略しております。

連結株主資本等変動計算書

第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,818	5,550	141,103	△2,316	164,155
当期変動額					
新株の発行	19	19			38
剰余金の配当			△5,004		△5,004
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,961		17,961
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	19	19	12,956	△0	12,994
当期末残高	19,837	5,569	154,059	△2,317	177,149

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,351	△644	1,919	4,202	12,828	1,629	178,613
当期変動額							
新株の発行					—		38
剰余金の配当					—		△5,004
親会社株主に帰属する 当期純利益					—		17,961
自己株式の取得					—		△1
自己株式の処分					—		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	493	652	1,198	898	3,242	251	3,494
当期変動額合計	493	652	1,198	898	3,242	251	16,488
当期末残高	7,845	7	3,117	5,101	16,071	1,881	195,101

連結注記表

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

① 連結子会社の数 32社

(日本製鋼所M&E(株)、日鋼YPK商事(株)、ファインクリスタル(株)、日鋼テクノ(株)、Japan Steel Works America, Inc.、SM PLATEK CO., LTD.、THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE)PTE.LTD. 他)

② 非連結子会社の数 12社

(JSW Plastics Machinery (TAIWAN) Corp. 他)

非連結子会社は、連結会社の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてもいずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

③ 持分法適用会社の数 1社

(捷姆富（浙江）光電有限公司)

非連結子会社（JSW Plastics Machinery (TAIWAN) Corp. 他11社）及び関連会社（寧波通用塑料机械制造有限公司 他1社）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてもいずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

当連結会計年度において西胆振環境(株)は清算終了したため、持分法適用会社から除外しております。

(2) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、Japan Steel Works America, Inc.、SM PLATEK CO., LTD.、他9社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、Japan Steel Works America, Inc.、SM PLATEK CO., LTD.、他9社については連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、12月31日現在の貸借対照表及び損益計算書を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ……時価法

ハ. 棚卸資産

商品・製品・仕掛品……主として個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品……主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）

主として建物及び建物附属設備については定額法、その他は定率法
主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10～65年

機械装置及び運搬具 4～14年

ロ. 無形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）・長期前払費用

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ. ファイナンス・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ハ. 完成工事補償引当金……………完成工事に係る補償に備えるため、見積額を計上しております。
- ニ. 工事損失引当金……………当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが出来る工事について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ホ. 風力事業損失引当金……………風力発電機の特定の部品の不具合に対応するため、損失見込額を計上しております。
- ヘ. 事業再構築引当金……………風力発電機事業の再構築のために、過年度販売済みの風力発電機に関する損失見込額を計上しております。
- ト. 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

小規模企業等の連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額または年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは産業機械事業、素形材・エンジニアリング事業及びその他事業を展開しております。これらの事業における主な履行義務の内容は、製品の販売及びサービスの提供であります。

ロ. 収益を認識する通常の時点

製品の販売については、通常、製品を引き渡した時点において収益を認識しております。サービスの提供については、通常、サービスの提供が完了した時点において収益を認識しております。

ハ. 収益を理解するための基礎となるその他の情報

取引の対価は概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

また、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……先物為替予約
 - ヘッジ対象……外貨建受注工事の受取代価及び外貨建購買債務
 - ヘッジ手段……金利スワップ
 - ヘッジ対象……円貨建て借入金

ハ. ヘッジ方針

輸出入取引に係る為替変動リスク及び資金調達に係る金利変動リスク、為替変動リスクを回避するため、為替予約取引、金利スワップ取引を行っております。そのため、実需取引を原則とし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動、キャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

- ⑧ のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法

3. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

当該会計方針の変更にあたっては、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、この適用による連結計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(退職給付に係る負債・退職給付に係る資産)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

① 退職給付に係る負債	7,791百万円
② 退職給付に係る資産	6,171百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、数理計算上の仮定に基づいて計算しております。

主要な仮定は、割引率及び年金資産の長期期待運用収益率であり、割引率は、支払見込期間に対応する社債利回りを基に決定しております。また、年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を基礎として決定しております。

主要な仮定である割引率及び長期期待運用収益率の変動は、将来の退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
現金及び預金	100百万円
② 担保に係る債務	
一年内返済予定の長期借入金	24百万円
長期借入金	39百万円

(2) 有形固定資産減価償却累計額 197,926百万円

(3) 受取手形裏書譲渡高 2百万円
電子記録債権譲渡高 22百万円

(4) 偶発債務

当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する検査数値を、関連仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為が行われていたことが2022年5月に社内調査により判明し、外部弁護士から構成される特別調査委員会の調査報告書を2022年11月に受領しました。

つきましては、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、当連結会計年度の連結計算書類には反映しておりません。

6. 連結損益計算書に関する注記

品質不適切行為関連損失

当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社（以下「M&E社」といいます。）が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する検査数値を、関連仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為（以下「不適切行為」といいます。）が行われていたことが2022年5月に社内調査により判明いたしました。

当社は、今般のM&E社での不適切行為の発覚を受けて、M&E社のみならず当社グループの品質保証体制の検証に取り組んでおり、加えて、外部弁護士から構成される特別調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。これらに関連する費用等を品質不適切行為関連損失として計上しております。

なお、本件事案の今後の進捗次第では、顧客への補償費用等の発生により当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、当連結会計年度の連結計算書類には反映しておりません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式		
普通株式	74,399,910	74,408,985
合 計	74,399,910	74,408,985
自己株式		
普通株式	804,752	804,900
合 計	804,752	804,900

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,207百万円	30.0円	2024年3月31日	2024年6月25日
2024年11月10日 取締役会	普通株式	2,796百万円	38.0円	2024年9月30日	2024年12月13日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,532百万円	利益剰余金	48.0円	2025年3月31日	2025年6月24日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金・設備資金については、まず営業キャッシュ・フローで創出した資金を投入し、不足分について必要な資金を当社及び連結子会社が各々調達（主に銀行借入や社債発行）しております。

また一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、概ね1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等における「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、部門業績報告会議に報告しております。連結子会社についても、当社のデリバティブ取引管理規程に準じて管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社は、担当部署が資金繰計画に基づき管理するとともに、定期的に当社へ報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。また、「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券			
其他有価証券	23,000	23,000	—
資産計	23,000	23,000	—
① 一年内返済予定の長期借入金	10,299	10,298	△0
② 長期借入金	19,440	19,089	△351
負債計	29,740	29,387	△352
デリバティブ取引（*）	14	14	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時 価
				うち1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	10,000	—	(*)
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		8,243	2,256	132
	ユーロ		2,494	1,028	△79
	人民元		35	—	1
	買建	買掛金			
	米ドル		13,227	146	△40
	ユーロ		3,113	256	0

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表価額
非上場株式	1,628

非上場株式は、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	23,000	23,000	—	—	23,000
資産計	23,000	23,000	—	—	23,000
デリバティブ取引（*）					
通貨関連	14	—	14	—	14
デリバティブ取引計	14	—	14	—	14

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

② 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合 計
一年内返済予定の長期借入金	10,299	—	10,298	—	10,298
長期借入金	19,440	—	19,089	—	19,089
負債計	29,740	—	29,387	—	29,387

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「一年内返済予定の長期借入金並びに長期借入金」参照）。

一年内返済予定の長期借入金並びに長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされているため（上記デリバティブ取引参照）、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定しております。これらの時価は、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額 | 2,625円13銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 244円03銭 |

10. 後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社は、2025年1月17日の取締役会決議に基づき、2025年3月31日に株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするシンジケートローン契約を下記のとおり締結し、2025年4月7日に借入を実行いたしました。

資金用途	運転資金、借入金の返済
借入先	株式会社三井住友銀行ほか
借入金額	25,000百万円
借入実行日	2025年4月7日
返済期限	2030年4月8日(10,000百万円) 2032年4月7日(10,000百万円) 2035年4月9日(5,000百万円)
返済方法	期日一括返済
担保提供	無
財務上の特約の内容	① 2025年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日の有価証券報告書等に記載される連結貸借対照表における純資産合計の金額を、2024年3月期の末日の有価証券報告書等に記載される連結貸借対照表における純資産合計の金額の75%以上に維持すること。 ② 2025年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日の有価証券報告書等に記載される連結損益計算書における経常損益を、2期連続で損失としないこと。

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2025年4月14日開催の取締役会において、2026年4月1日付で当社の完全子会社である日本製鋼所M&E株式会社を吸収合併（以下「本合併」という）する方針を決議いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	日本製鋼所M&E株式会社（以下「M&E社」という）
事業の内容	素形材製品等の製造・販売、エンジニアリング事業ほか

(2) 合併契約締結日

2026年1月（予定）

(3) 企業結合日

2026年4月1日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、M&E社を消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

株式会社日本製鋼所

(6) その他取引の概要に関する事項

① 2020年4月に実施した組織再編の目的と現況

当社グループは、2011年3月の東日本大震災以降に事業環境が大きく悪化し、収益力の改善が課題となっていた素形材・エンジニアリング事業（旧「素形材・エネルギー事業」）について、同事業の規模を維持した上で安定黒字体制を確立するため、2020年4月に室蘭製作所を中心として、過去に機能分社を行った子会社4社を対象とする組織再編を行い、M&E社を設立しました。

その後、M&E社は、事業の一体運営による生産の効率化、素形材・エンジニアリング事業の高収益化を目的とした製品ポートフォリオの見直しなど、収益構造の改革を進めた結果、素形材・エンジニアリング事業の資本収益性は大きく改善し、組織再編の目的であった安定黒字体制を確立しております。

② 本合併の目的

- ・素形材・エンジニアリング事業の持続的成長
- ・グループ内シナジー創出の加速
- ・コーポレート・ガバナンスの更なる強化

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループの主な財又はサービスの種類は、樹脂製造・加工機械、成形機、防衛関連機器、その他の産業機械、素形材製品、エンジニアリング他、その他であります。

また、それぞれの売上高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

財又はサービス	売上高
樹脂製造・加工機械	72,299
成形機	66,950
防衛関連機器	32,225
その他の産業機械	27,570
素形材製品	38,412
エンジニアリング他	8,706
その他	2,391
合 計	248,556

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

契約負債は、主に販売契約に基づいて顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、通常、財またはサービスを顧客に移転する前に対価を受け取った場合に増加し、履行義務を充足することにより減少します。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、23,121百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は396,906百万円であります。

当該金額は、履行義務の充足に応じて概ね4年以内に収益として認識する見込みです。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	19,818	5,545	—	5,545
当期変動額				
新株の発行	19	19		19
剰余金の配当				—
当期純利益				—
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
実効税率変更による固定資産圧縮積立金の減少				—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立				—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				—
実効税率変更による固定資産圧縮特別勘定積立金の減少				—
自己株式の取得				—
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				—
当期変動額合計	19	19	0	19
当期末残高	19,837	5,564	0	5,564

	株 主 資 本					
	利益準備金	利 益 剰 余 金				
		その他利益剰余金			繰越利益剰余金	利益剰余金合計
固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金				
当期首残高	3,236	3,653	1,836	60,000	40,151	108,878
当期変動額						
新株の発行						—
剰余金の配当					△5,004	△5,004
当期純利益					11,021	11,021
固定資産圧縮積立金の積立		822			△822	—
固定資産圧縮積立金の取崩		△211			211	—
実効税率変更による固定資産圧縮積立金の減少		△46			46	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立			137		△137	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩			△822		822	—
実効税率変更による固定資産圧縮特別勘定積立金の減少			△11		11	—
自己株式の取得						—
自己株式の処分						—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						—
当期変動額合計	—	564	△696	—	6,149	6,017
当期末残高	3,236	4,218	1,140	60,000	46,300	114,895

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,316	131,925	7,076	△97	6,979	138,905
当期変動額						
新株の発行		38			—	38
剰余金の配当		△5,004			—	△5,004
当期純利益		11,021			—	11,021
固定資産圧縮積立金の積立		—			—	—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—	—
実効税率変更による固定資産 圧縮積立金の減少		—			—	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		—			—	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		—			—	—
実効税率変更による固定資産 圧縮特別勘定積立金の減少		—			—	—
自己株式の取得	△1	△1			—	△1
自己株式の処分	0	0			—	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		—	544	189	734	734
当期変動額合計	△0	6,054	544	189	734	6,789
当期末残高	△2,317	137,980	7,621	92	7,714	145,694

個別注記表

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

2-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
- ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品・仕掛品……主として個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ② 原材料・貯蔵品……主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2-2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）

建物及び建物附属設備については定額法、その他は定率法
主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10～65年

機械装置及び運搬具 4～14年

- ② 無形固定資産（ファイナンス・リース資産を除く）・長期前払費用
定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき定額法

- ③ リース資産

ファイナンス・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

2-3. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度に見合う分を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金……………完成工事に係る補償に備えるため、見積額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金……………当事業年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが出来る工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑤ 風力事業損失引当金……………風力発電機の特定の部品の不具合に対応するため、損失見込額を計上しております。
- ⑥ 事業再構築引当金……………風力発電機事業の再構築のために、過年度販売済みの風力発電機に関する損失見込額を計上しております。
- ⑦ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

- ⑧ 関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業の損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

2-4. 収益及び費用の計上基準

- ① 主要な事業における主な履行義務の内容

当社は産業機械事業及びその他事業を展開しております。これらの事業における主な履行義務の内容は、製品の販売及びサービスの提供であります。

- ② 収益を認識する通常の時点

製品の販売については、通常、製品を引き渡した時点において収益を認識しております。サービスの提供については、通常、サービスの提供が完了した時点において収益を認識しております。

- ③ 収益を理解するための基礎となるその他の情報

取引の対価は概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2-5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

- (2) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益処理しております。

なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……先物為替予約

ヘッジ対象……外貨建受注工事の受取代価及び外貨建購買債務

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……円貨建て借入金

③ ヘッジ方針

当社は、輸出入取引に係る為替変動リスク及び資金調達に係る金利変動リスク、為替変動リスクを回避するため為替予約取引、金利スワップ取引を行っております。

そのため、実需取引を原則とし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動、キャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法

3. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

当該会計方針の変更にあたっては、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、この適用による計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(退職給付引当金・前払年金費用)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

① 退職給付引当金	7,456百万円
② 前払年金費用	3,374百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付引当金及び前払年金費用は、数理計算上の仮定に基づいて計算しております。主要な仮定は、割引率及び年金資産の長期期待運用収益率であり、割引率は、支払見込期間に対応する社債利回りを基に決定しております。

また、年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を基礎として決定しております。

主要な仮定である割引率及び長期期待運用収益率の変動は、将来の退職給付引当金及び前払年金費用に影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 184,616百万円

(2) 保証債務

関係会社銀行借入金等保証 3,938百万円

(3) 偶発債務

当社の子会社である日本製鋼所M&E株式会社が製造する製品の一部につき、その製造過程で実施すべき検査の一部において、お客様の要求仕様から逸脱する検査数値を、関連仕様の範囲内に収まる数値とするなどの不適切な行為が行われていたことが2022年5月に社内調査により判明し、外部弁護士から構成される特別調査委員会の調査報告書を2022年11月に受領しました。

つきましては、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、当事業年度の計算書類には反映しておりません。

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

① 短期金銭債権	24,464百万円
② 長期金銭債権	5,728百万円
③ 短期金銭債務	19,201百万円
④ 長期金銭債務	18百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	34,745百万円
② 仕入高	42,684百万円
③ 営業外取引高	4,895百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
発行済株式		
普通株式	74,399,910	74,408,985
合 計	74,399,910	74,408,985
自己株式		
普通株式	804,752	804,900
合 計	804,752	804,900

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,207百万円	30.0円	2024年3月31日	2024年6月25日
2024年11月10日 取締役会	普通株式	2,796百万円	38.0円	2024年9月30日	2024年12月13日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,532百万円	利益剰余金	48.0円	2025年3月31日	2025年6月24日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、固定資産減損損失、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生は、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金等であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	日本製鋼所M&E 株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任 設備の賃貸借	設備の賃貸 (注) 1	4,870	未収入金	556
子会社	日鋼YPK商事 株式会社	所有 直接100%	製品の販売等 役員の兼任	当社機械製品 等の販売 (注) 1	20,707	売掛金	10,423
子会社	日鋼テクノ 株式会社	所有 直接100%	製品の加工等 役員の兼任 設備の賃貸借	当社機械製品 の機械加工・ 熱処理・製缶 等 (注) 1	12,118	電子記録債務	2,849
子会社	株式会社ジャスト	所有 直接100%	役員の兼任 設備の賃貸借	当社製品用部 品の調達 (注) 1	12,323	電子記録債務	4,054
子会社	室蘭銅合金 株式会社	所有 直接51%	役員の兼任	債務保証 (注) 2 保証料の受取	2,425 4	未収入金	4

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格・総原価等を勘案して個別に交渉のうえ決定しております。

(注) 2. 室蘭銅合金株式会社における金融機関からの借入金に対し、当社が債務保証を行っております。
なお、当該債務保証に対して保証料を受領しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,979円43銭
② 1株当たり当期純利益	149円75銭

11. 後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社は、2025年1月17日の取締役会決議に基づき、2025年3月31日に株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするシンジケートローン契約を下記のとおり締結し、2025年4月7日に借入を実行いたしました。

資金用途	運転資金、借入金の返済
借入先	株式会社三井住友銀行ほか
借入金額	25,000百万円
借入実行日	2025年4月7日
返済期限	2030年4月8日(10,000百万円) 2032年4月7日(10,000百万円) 2035年4月9日(5,000百万円)

返済方法 期日一括返済

担保提供 無

財務上の特約の内容

- ① 2025年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日の有価証券報告書等に記載される連結貸借対照表における純資産合計の金額を、2024年3月期の末日の有価証券報告書等に記載される連結貸借対照表における純資産合計の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2025年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日の有価証券報告書等に記載される連結損益計算書における経常損益を、2期連続で損失としないこと。

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2025年4月14日開催の取締役会において、2026年4月1日付で当社の完全子会社である日本製鋼所M&E株式会社を吸収合併（以下「本合併」という）する方針を決議いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	日本製鋼所M&E株式会社（以下「M&E社」という）
事業の内容	素形材製品等の製造・販売、エンジニアリング事業ほか

(2) 合併契約締結日

2026年1月（予定）

(3) 企業結合日

2026年4月1日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、M&E社を消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

株式会社日本製鋼所

(6) その他取引の概要に関する事項

① 2020年4月に実施した組織再編の目的と現況

当社グループは、2011年3月の東日本大震災以降に事業環境が大きく悪化し、収益力の改善が課題となっていた素形材・エンジニアリング事業（旧「素形材・エネルギー事業」）について、同事業の規模を維持した上で安定黒字体制を確立するため、2020年4月に室蘭製作所を中心として、過去に機能分社を行った子会社4社を対象とする組織再編を行い、M&E社を設立しました。

その後、M&E社は、事業の一体運営による生産の効率化、素形材・エンジニアリング事業の高収益化を目的とした製品ポートフォリオの見直しなど、収益構造の改革を進めた結果、素形材・エンジニアリング事業の資本収益性は大きく改善し、組織再編の目的であった安定黒字体制を確立しております。

② 本合併の目的

- ・素形材・エンジニアリング事業の持続的成長
- ・グループ内シナジー創出の加速
- ・コーポレート・ガバナンスの更なる強化

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

12. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「2 - 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

13. その他の注記

国庫補助金により取得した資産の取得原価から控除している圧縮記帳額

建	物	126百万円						
構	築	物	126百万円					
機	械	装	置	1,385百万円				
工	具	・	器	具	・	備	品	395百万円
建	設	仮	勘	定	333百万円			
無	形	固	定	資	産	52百万円		